令和元年　第3回　東彼杵町議会定例会会議録

令和元年第3回東彼杵町議会定例会は、令和元年9月11日本町役場議場に招集された。

1　出席議員は次のとおりである。

1番	林田　二三　君	2番	立山　裕次　君
3番	口木　俊二　君	4番	浪瀬　真吾　君
5番	大石　俊郎　君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城　一雄　君	8番	浦　　富男　君
9番	橋村　孝彦　君	10番	森　　敏則　君
11番	吉永　秀俊　君		

2　欠席議員は次のとおりである。

3　地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町　　長	岡田 伊一郎 君	教　育　長	加瀬川 哲文 君
副　町　長	三根　貞彦　君	建 設 課 長	楠本　信宏　君
総 務 課 長	松山　　昭　君	健康ほけん課長	構　　浩光　君
農林水産課長	髙月 淳一郎 君	町 民 課 長	工藤　政昭　君
農 委 局 長	(髙月 淳一郎 君)	税財政課長	山下　勝之　君
水 道 課 長	氏福　達也　君	まちづくり課長	岡田 半二郎 君
会計管理者	森　　隆志　君	教 育 次 長	岡木　徳人　君

4　書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川　寿史　君	書　　記	辻　　由美子 君

5　議事日程は次のとおりである。

追加日程第1		東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第　1	議案第44号	東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第　2	議案第45号	特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第　3	議案第46号	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
日程第　4	議案第47号	東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
日程第　5	議案第48号	東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例
日程第　6	議案第49号	東彼杵町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
日程第　7	議案第50号	東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例
日程第　8	議案第51号	東彼杵町水道事業給水条例の一部を改正する条例
日程第　9	議案第52号	東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第 10　議案第 53 号　東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 11　議案第 54 号　令和元年度東彼杵町一般会計補正予算(第 2 号)
日程第 12　議案第 55 号　令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 13　議案第 56 号　令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 14　議案第 57 号　平成 30 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件
日程第 15　議案第 58 号　平成 30 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 16　議案第 59 号　平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 17　議案第 60 号　平成 30 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 18　議案第 61 号　平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 19　議案第 62 号　平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 20　議案第 63 号　平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 21　議案第 64 号　平成 30 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 22　議案第 65 号　平成 30 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件
日程第 23　議案第 66 号　東彼杵町農業委員会委員の任命について
日程第 24　議案第 67 号　東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 25　議案第 68 号　千綿宿地区汚水枝線管渠築造工事（その 11）請負契約について
日程第 26　議案第 69 号　財産の減額貸付について
日程第 27　諮問第 1 号　人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 28　報告第 14 号　平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第 29　報告第 15 号　専決処分に関する報告について
（彼杵小学校空調設備設置工事請負契約の変更に伴う請負金額の変更について）

6　散　会

開　　会（午前 9 時 28 分）

○議長（吉永秀俊君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから議事に入ります。

［「議長」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

緊急動議です。東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例を、4 名の賛成議員とともに提出いたします。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 9 時 29 分）

再　　開（午前 9 時 30 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、大石俊郎君から、東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例の動議が提出されました。この動議は、所定の賛成者がありますので成立しました。

東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

○――△――

暫時休憩を求めます。

○議長（吉永秀俊君）

ただいま森議員より暫時休憩の要求がありましたので、ただいまより暫時休憩をします。

暫時休憩（午前 9 時 31 分）

再　　開（午前 9 時 33 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは可決さました。

追加日程第1　東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

追加日程第1、東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。提出者、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

それでは、東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出いたします。

提出の理由

1　本町の議会だより第167号が、令和元年8月15日に発行配布されました。その議会だよりの記事内容において、議員及び町民の一部の方々から「記事に偏りが多く見られる」「事実でない記事が掲載されている」「記事の一部に、編集に携わってはならない議員が関与していると見られる」「議会だより発行前に、広報委員以外の議員に拝読が拒否されているという議員の声」「ある採決において賛否表が掲載されていなかったこと」また、「まちの人のこえの欄に議会運営に関係のない特定団体のPRが記載されている」など批判的な意見が多数寄せられています。

2　上記に加えて、複数の広報委員からも編集過程において「意見を圧殺されている」また、「自由に意見を言える雰囲気ではない」などの声を聞いております。

3　議会だよりの編集に当たっては、真実を伝え中立公平公正でなければなりません。

以上の理由から、今後の「議会だより」の編集過程に大いなる危機感を覚えるものであります。よって、現在の議会広報編集常任委員会を廃止するための東彼杵町議会委員会条例の一部を改正するものです。

裏のページを見てください。東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例。

東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例（平成3年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を削る。

附則　この条例は、公布の日から施行する。

対照表を見てください。

旧常任委員会の名称、委員定数及びその所管、第2条のところの（3）議会広報編集常任委員会6人、議会広報の編集、発行に関する事項。この（3）を削除いたします。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

これから、提出者に対する質疑を行います。10番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

これは、この（3）の新を見ると、削除ということは、議会広報編集常任委員会を無くすという話なんですか。どうなんですか、どういう意味なんですか。意味がわからない。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

常任広報委員会の組織を無くすということであります。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

せっかく読みやすい広報を作ろうとしているのに、それを無くして議会からの、いわば議会であったことの内容を伏せると、表に出さないという話なんですか、どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

森議員の読みやすい広報をという意図は、私も十分承知しております。しかしながら、この議会だより 167 号を見た時に、私だけではなく今賛成してくれた議員及び町民のたくさんの声を私は耳にしています。だから、森議員の言っておられる読みやすい広報とここに私が提出していますこの最後の中立公平公正という観点からそれが大きく外れていると感じだものです。

したがって、この条例改正を提出させていただいたものです。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

まず、それでは、1 番目の提出の理由、記事に偏りが多く見られる。この点はどこが偏っているのか。

次に、事実でない記事が掲載されている、どこが掲載されているのか。

次に、記事の一部に、編集に携わってはならない議員が関与していると見られる、誰が関与しているのか。

次に、議会だより発行前に、広報委員以外の議員に拝読が拒否されるという議員の声があるとか、誰の声なのですか。

次に、ある採決において賛否表が掲載されていなかったこと、全部が全部載っているわけではないでしょう。また、これはどこなのか。

次、まちのこえの欄に、議会運営に関係のない特定団体の PR が記載されているなどと批判的な意見が多数寄せられている。これ以外、本来なら大石議員のところにきたのか。

通常、このクレームがくるのであれば、この発行する広報委員長にくるはずなんですが、あとで確認しますが、きているのかきていないのかわかりませんが、これがまず 1 点目。

次に、2 番目の上記に加えて複数の広報委員から、広報委員の中で編集過程において意見を圧殺されていると、その時に言えばいいではないですか。

次に、自由に意見を言える雰囲気ではない、言えばいいではないですか。

次、3番目、議会だよりの編集に当たっては、真実を伝え中立公平公正でなければならない、当たり前の話ですよ、当たり前。

これがどこがいけなかったか全て答えてください。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

たくさん言われましたので、もしはずれたら、森議員の方から補足、これを質問しましたということで口ぞえしてください。

○――△――

私は3回目ですので、これ以上は議長が許可しない限り発言できません。

○5番（大石俊郎君）

なるべく、漏れがないように答弁していきます。

まず最初に、記事に偏りが多く見られるという件でしたね。偏りというのは、議会だよりをここに持ってきておりますけれども、この一番最後の8ページ、議会に寄せられた傍聴者の声の欄。これを多くの町民の人、私に寄せられた声の人は1、2名ではありません。7、8名の方から私に寄せられてきました。ここのところの意見の欄が非常に偏っているというご意見をいただいております。

次、2番目、「記事の一部に編集に携わってはならない議員が関与していると見られる」というところは、議会だよりの2ページ、森副議長の不信任案可決の記事のところでございます。この記事について、まだ発行される前に、広報委員長の林田議員が私の自宅にまいられました。見せていただきました。その時、初めてまだ発行する前のゲラ刷りを見せていただきました。その時、この記事は、誰が作ったんですかと林田広報委員長に尋ねました。そしたら、森議員が作った記事でございますと答えていただきました。すると、これは林田議員、すなわち不信任決議案を可決された森副議長が作るべき記事ではないですね。すなわちこれは関わってはいけないです。これこそまさに除斥ですね。ということで、私は言いました。首を振っておられますけど、録音はしていませんが、私ははっきりと伝えました。そして、この記事を自分自身ではなくて広報委員会で作ってくださいと。その時、私は当時もう1人の広報委員であられた浪瀬議員の不信任決議案の記事も見せてもらいました。2つあったんです。これは浪瀬委員から見せてもらいました。これは林田広報委員長からではありませんでした。そういう時に私は言いました。これは森広報委員ではなくて皆さんの手で作ってください。しかしながら、発行された記事を見ましたら森議員が作ったものがベースになっていた、全てとは言いません。ベースになっていることは間違いありません。これがまずひとつ。

議会だよりの発行前に広報委員以外の議員に拝読が拒否されている議員の声。これは私は聞いておりませんからその聞いた議員から後でこの場であると思います。聞いていませんので、後で当該議員から答えていただきたいと思っております。

ある採決において賛否表が掲載されていなかったこと、これは何かというと、これも2ページに掲載されている町長、副町長の給与・期末手当20%カット。議長採決により可決という項目であります。すなわち、議長採決によって可決された記事は、やはり、賛否表を付けるべきであります。誰が賛成して、誰が反対したのかをきちんと町民に知らせる。これが議会だよりだと思います。

次、まちの人のこえの欄に、議会運営に関係のない特定団体の PR が記載されているなど批判的なという項目ですね。この項目については、議会だよりの 7 ページ、東彼杵の水辺から町を元気にというある団体の記事がここに 1 ページ載っています。これはまちの人の声ではなくて、これはまちの人のこえと書いてあるのですから、町の人の声を載せるべきであります。これは記事を見させてもらったら、まさに特定団体の PR と言わざるを得ません。まちの人のこえなんですから、声を載せるべきであります。と私は思っております。こういう意見が寄せられ、私もこれに同感をしているわけであります。

次に、2 項目、意見を圧殺されている、自由に意見を言える雰囲気ではない。正しく森議員の先ほどからあるような発言、これがやはり圧殺しているように見えるわけですよ。私だけではないと思います。ここにおられる理事の人、いかがですか。私だけの感想だったらごめんなさいと謝ります。やはり、大きい声、言われるような声、広報委員の人は、おそらく意見を言いたくても言えなかったと聞いております。そういう声に、元議長経験を 2 期もされ、今は副議長をされておられる方であれば、やはり、そういう声に配慮しつつ議会運営や広報委員会、各委員会をやっていただきたいなと思っております。

次に、中立公平公正をしているということでありますけど、中立公平公正でないから出しているわけです。これは抽象的な言葉ですから、自分たちは中立公平にしていると言われても私たちは中立公平とは思っていないわけでございます。したがって、その件は、私はこう思っているとしか言いようがありません。中立公平公正ではないということをあえて言わせていただきます。以上です。

〇議長（吉永秀俊君）

4 回目ですが、特別に 1 回許可します。10 番議員、森敏則君。

〇10 番（森敏則君）

まず、事実ではない記事が掲載されているは抜かしましたね、どこがどうなのか。これも、実はあるんですよ。大石議員の発行した自分の一般質問の部分にあるんですよ。教育長の罷免とかあったでしょう、あの部分。6 月分です。教育長は直接罷免を行うことができるということが書いてあります、広報紙の中に。できると法律が改正されましたと書いてあるんですよ。しかし、そんなことはないんですよ、これは間違いなんですよ。正確には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第 7 条、心身の故障のために職務の遂行に堪えないと認める場合においては、職務上の義務違反、その他教育長たるに適しない非行がある。2 点なんですよ。心身の故障のために職務の執行に堪えないと読むのか、もうひとつは、教育長たるに適しない非行がある。こういう場合においては罷免ができると。こういうことなんです、これは間違いなんです。本当は、これも正さなければいけないです、今のストーリーでいけば。今のストーリーでいけば完全に正さなければいけない、自分が間違っているのだから。人のことは間違ったと、自分も間違っているではないですか。これは正さなければいけないですよ、間違っているから、ここに書いてあるんですから、事実でない記事が記載されているのであれば正さないといけないでしょう。それが筋でしょう。

したがって、こういういちいち、ここは小学校の学級会ではないんですよ、議場なんですよ。当然、

大きな声を挙げて、張り上げてする時もありますよ。それは強調したい時。昨日、町長とやりあった時も随分大きな声を出しました。当然ながらここは強調したいということであれば大きな声を出

します。これは今までやってきたことなので、今さら小さな声を出しなさいと言われても、こっちになったんじゃないと言われるぐらいではないのかなと思います。私のスタイルを急に変えられることはできません。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

今、森議員が言われた事実と関係のない記事のところの説明をします。

まず、事実でないということは、2 ページの立山議員の発言のところがあります。最終的には副委員長の私が委員長に代わり、ここまでは問題ありません、除斥を促し採決を行いました、この除斥をというところ、除斥を促している。除斥を促されたことはありません。私も吉永議長も除斥を立山議員から促されたことはありません。森議員の大きな声によって私と吉永議長は退席をいたしました。ここは事実と違うところでございます。

先ほど、私の記事の中に、議会の同意を得て直接任命、罷免を行うことができると、このように法律は改正されました。要はこのくだり、このくだりの件については私は条文を見て書いたつもりであります。だから、ここに規則を持って来ていませんので、良いとか悪いとか、もし間違っていたら、当然私は次の号で、謝罪というか訂正というか出させていただきます。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

次に、提出者に質疑はございませんか。9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

次の号があるかという話があがってまいりましたけど、要するに、簡単に言いますと常任委員会から特別委員会に機構改革をしようということでございます。

○――△――

――△――△――

○議長（吉永秀俊君）

私語はやめてください。

○9 番（橋村孝彦君）

ですから、特別委員会に替わるということでございまして、各町、市町の議会だよりにつきましては、常任委員会制を取っているのは、小値賀町、佐々町、私たちの町ぐらいでしたかね。市においてはほとんど特別委員会になっています。

そこでお尋ねですけども、公平性が保たれるのか云々、先ほどからいろいろ議論されているようですが、特別委員会に機構変更したとしても、読みやすい、あるいは読まれる、あるいは公平公正な紙面づくりが損なわれる可能性は私はないと思っていますが、いかかですか。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

常任委員会、特別委員会をやっている所を紹介します。川棚町と波佐見町は特別委員会でやっております。時津町もそうであります。新上五島町も特別委員会、長崎の 8 町ありますけど 4 つは特別委員会です。常任委員会でやっている所は、先ほど橋村議員が言われましたように長与町、小値

賀町、佐々町、東彼杵町の 4 町です。だから今、4 つ 4 つに分かれている状況です。

だから、特別委員会であれ、常任委員会であれ、議会だよりを作るという過程については何ら問題点はありません。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

お尋ねではなくて、先ほどの議会だよりを発行前に拝読を拒否されたのは、実は私でございます。実は、私もやはり関心事がありまして、発行前に、実は事務局に行って拝読を申し入れましたけど、委員長から拒否されていますからということで拝読を諦めたんですよ。実は、私はその時点においてなぜなのという疑問があったんですよ。それをすれば事務局に迷惑がかかるからということで私は聞いたんですよ。そして、これを初めて見たのは発行されてからです。これに対して、実ははっきり言いまして違和感を持っています、これは何のかという。おっしゃるように、そこら辺については私も思っています、理由に書いてあることと似たようなことですけど。

ですから、これについては、質問ではなくて先ほどのお尋ねに対する回答ということで、回答は結構でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他に提出者に対する質疑はないですか。2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

提案理由を見ると、各議員と住民の皆さんのとり方によって変わってくるのかと思いますので、今、提案者ではなくて賛成者の方から特別委員会を今後作るという形の言葉があったかなと思いますけど、その場合、全議員、今まで 6 人だったですけど、全議員が参加して、例えば広報委員会、議会だよりがない議会はないと思いますので、当然、その場合、全議員が委員になるような形を取られるのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

今提案しているのは、常任委員会を廃止する法案でございまして、次の特別委員会に移行した時は、まだ次の機会で議員皆さんとどういうふうな形で組織するのか、全員でやるのかどうするのかというのは次の課題だと。だから、この場で私があああする、こうするというのは持ち合わせておりません。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

提案理由を見た場合そういうことでありますので、削除はわかります。削除した後は、先ほども言いましたが議会だよりがない議会はあり得ないと思いますので、そこまでしていただかないと。賛否を取ると思います、当然。これでは賛否を考えられないんですよね。無くなるだけなのかということですよね。とりあえず削除します。それに賛成なのかどうなのかになりますので、その辺をはっきりしていただかないと賛否を考えるところが難しいということで、改めて聞きます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

次の組織をどうするか決めないと、賛成するか賛成できないのか、判断がちょっと困る。こういうご質問だったかと思いますけれども、さっき、立山議員が言われたように、組織が無くなって議会だよりを作らないということはないんですよ。私もそう思います。どういう形であれ、作るんです。それはどういう形で作るかとなると、常任委員会を無くすわけですから、私の個人的な考えですが、まだ皆さんと相談していないからわかりませんけども、やはり特別委員会しかないのかなと思っております。

したがって、そういう特別委員会を踏まえて、今度新たに作る。ではその特別委員会が全員でやるのか、あるいは一部の方でやるのかは、私の一存では答えられません。皆さんのご意見とかを伺いながら決めていくものであろうと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

確認です、今回削除いたしますということで議案が出ています。今後、当然作ると、どういう形かわかりませんけど、議会だよりを発行する委員会なのかわかりませんけど、それは作るということですね。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

そのとおりだと思います。作らなければいけないということです、組織をです。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

今の件で、私の見解を述べながらお尋ねしたいと思うんですけど、委員会ですから 6 名というのは削除はどうかなという気はします。委員会ですから。産建にしても総務にしても 6 名ですから。それぞれの形でいった方が良いのかなという思いはありますけど、いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

橋村議員の常任委員会 6 名というのを残すというのは、今の広報委員、常任委員会 6 名という組織を無くすということですよ。6 名を残すとかそういったことではないんです。まだ人数というのはこれから決めること。これから、特別常任委員会で 6 名でいくのか 8 名でいくのか、あるいは全議員 11 名でいくのか、これはこれからの話です。

だから、とりあえず、議会委員会条例で定められている第 2 条（3）を削除する、組織を無くしてしますということです。よろしいでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

1番議員、林田二三君。

○1番（林田二三君）

今の話を聞いて、今の6名を一旦無くしてこれから考えましょうというお話を聞いて、この後すぐ議会だよりは作らないと間に合わないんですけれども、今、この皆さんの時間を使ってその辺を考えていくということなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

当然そういう疑問はあられると思います。したがって、この会期中に、20日までありますね、定例会。これまでに問題解決という、新たな組織を作るということになると思います。

○議長（吉永秀俊君）

1番議員、林田二三君。

○1番（林田二三君）

大石議員も1期の時に議会だよりを作られたのでわかると思うんですけれども、スケジュールはかなり詰めてやらないといけない、議会だよりというのは。それだけ時間もないですし、これから私は、皆さんに目が見えない方にも耳が聞こえない方にも伝わるような何か方法で議会だよりというのを、よりたくさんの方に伝わりやすいような内容にしていきたいと思って頑張っていこうと思っているところなんですけど、そういうふうな内容にするには、かなりの時間がかかります。会期中からこの議会だよりは動かないと間に合わない状態なんですが、その辺はどうお考えですか。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

私も議会広報委員として4年間携わってきました。私の経験から言いますと、今会期中に組織を決めれば十分、立派な議会だよりができると思っております。今のところはこれだけの答弁しかできません。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

他にないようですので、これで提出者に対する質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。はじめに、本案に反対者の発言を許します。10番議員、森敏則君。

○10番（森敏則君）

反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、提出の理由が、ここに書いてあります本町の議会だより167号が令和元年8月15日に発行されましたということで、その記事の内容によって、議員及び町民の一部から、議員と町民の一

部から記事に偏った意見があるとか事実でないことがあるとか、記事の一部に携わっていけない議員が関与しているとか、あるいは議会だより発行前に広報委員以外の議員が拝読できないとか、あるいは採決において賛否表が掲載されていないこととか、まちのこえが議会運営に関係のない PR 団体になっているとか、加えて意見を圧殺されている編集員がいるとか、自分の意見を言える雰囲気ではないとか。次に、編集に当たっては、真実を伝え中立公平公正でなければならないとか、これは当たり前の話なんですよ。だったら、せっかく常任委員会として築き上げてきた歴史というものを、ここでやめて特別委員会におとすというような考えで、この提出者 5 名いらっしゃるようですが、何のための。目的としては、特別委員会になろうが、常任委員会になろうが発行するのには変わらないんです。メンバーが気にくわないのか、委員長が気にくわないのか、どこが良くないのかさっぱりわからないような、本当に小学生レベルの緊急発議。これになって委員会条例の一部を改正する条例。全くナンセンスです。こういった議案を出すこと自体が、東彼杵町議会議員の質を最低限になってしまいます。他所から見たらこんなことをしていたら笑われますよ。これでいいのかという話で、私はこういったことをすること自体が恥ずかしい、やめて欲しい、これの一言です。以上です。あきれました。

○議長（吉永秀俊君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

理由に関しましては、提出理由に書いてあるものとほぼ同じような意見ですのでそれについては割愛したいと思いますが、総体的に見てちょっと偏っているなと。自分の価値観に基づいて編集されているなという感想は実はあります。ですから、ここはひとつ、いろんな意見もございますし、意見の中には、例えば私の所に寄せられた意見に関しましては、写真を多用するのも良いけども、私たち町民としては、議会の内容をもっと詳しく知りたいから、議論とか討論、あるいは賛否とかの意見等を、写真より内容を詳しく知りたいという意見もございます。この機会ですから、機構改革をした方がもう少し公平公正な広報ができるのではないかという思いがしておりますので、これに関しては賛成とします。

○議長（吉永秀俊君）

次に、本案に反対者の発言を許します。1 番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

ここに書いてあることの説明を、先ほど大石議員よりしていただきましたけど、そういうふうにとられていらっしゃるんだなと。それが事実ではない、説明が事実ではない部分があるなと思いまして、団体の方の PR という話も、まちのこえに書いてある。ここも町の人の声というのは、絶対、その枠でなければならないということもないんですよ。ただ、私が町の人だったり、町で活躍されている方の声を拾っていきましょうという欄にしたいですねということで、前広報委員長より、元々頂いていた団体さんの記事をまるっと広報に載せさせていただいたので、これは私の一個人のというか、私が拾った声ではなく、前の委員会からの繋がった記事をそのまま生かさせていただいたのであって、個人的な意見とか、そこには反映されていないということを申しておきたい。あとは、この委員の中で意見を圧殺されているとか、自由に意見を言える雰囲気ではないというのは、私は、全部お話はここでしてくださいということを常に言っていますので、そういったことはなか

ったとお話させていただきます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。7 番議員、後城一雄君。

○7 番（後城一雄君）

私は賛成の立場でお話をさせていただきます。先ほど、前議長より子どもじみたという話がございましたが、ある面でいいますとそうかもしれません。しかし、機構改革としてそれぞれの皆さんが異議を唱えた場合は、異議がない状況に持っていく、これはやむを得ないと思います。私もそういった観点でこれは承認をいたしておりますし、それぞれの議会はいずれにしましても議決権機関でございます。やはり、それぞれの考え方の中で異議があった場合は、反省をしながら、先ずは反省をしながらどう取り上げて前に進むのかというのが筋道であろうと考えております。

それぞれの皆さんがそれぞれの考え方で申しておりますが、先ずはそれぞれが反省をしながら、取り組み方に対しての提案でございましたので、当然、そういった状況の中であれば、万やむを得ないだろうということで私も賛成をいたしております。

お互いが、その問題が上がった時は、真摯に受け止めながら前向きに解決の段階でいくという場合は、議会はあくまでも多数決の原理でございます。そういった状況の中で採決をしていただいて、より良い広報になるように先ずはお願いをいたしたいと考えております。

そういった観点から、この提案者に対しまして賛成ということで私もここに載せていただいておりますとおりでございます。皆さん方も、よりそういった観点から考えていただいて、前向きな姿勢で取り組んでいただきたいと考えます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に反対者の発言を許します。8 番議員、浦富男君。

○8 番（浦富男君）

この広報の議会だよりについては、新人 3 人ということで、尾上議員、林田議員、私と 3 名新人です。前の方が森副議長、浪瀬議員、立山議員。3 名 3 名で一生懸命作ったつもりでいた議会だよりなんですけど、こういうことで訴えがあっておりますけど、私が思うには、私たちも初めてで、もっと見やすい議会だよりにしようということで一生懸命やったつもりなんです。こういういろんな不祥事が挙げられていますけど、これもやはり先輩議員がおられるので、その中で、作る時に指摘をしてもらえば良かったなと思っております。

これで、こういうことが 2 回あるんですけど、最初は、第 1 回の時には森副議長の不信任案。今回はこの議会だより。これは今までの流れの中でできた組織かなと私は思っておりました。新人 3 人も先輩議員方々から指導されて作っていくものかなと思っておりましたが、こういうことであれば、もっと作成する時に意見を出して欲しかったなと思っております。

そういうことで、私たちは、一応私も副委員長ということで、林田委員長に任せた状態で、私も新聞作りが苦手なもので任せたつもりでしました。皆さんの意見でこれでいきましょうということで発行した議会だよりがこういう問題になって残念でなりません。

一応私は、皆さん、前議員さんの、経験者の方からの指導がもっとあればよかったのかなと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に本案に賛成者の発言を許します。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

起立多数であります。

したがって、東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第１　議案第 44 号　東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（吉永秀俊君）

日程第 1、議案第 44 号東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 44 号について提案の理由を説明をいたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和２年４月１日から、会計年度任用職員制度が導入されるために、本町においても条例の整備が必要なため本案を提出するものでございます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。なお、詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

議案第 44 号について説明いたします。議案と共に先に配布しておりました概要書の方をご覧いただきたいと思います。

東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について概要でございます。まず、趣旨でございます。書いてありますとおり、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、令和２年４月１日から会計年度任用職員制度が導入されます。

従来、全国の地方公共団体において、臨時や非常勤職員の任用制度が不明確でありまして、各地方公共団体によって、それぞれ任用とか勤務条件等の取り扱いがまちまちでありましたが、今回の改正によって統一的な取り扱いが定められ、各地方公共団体における臨時・非常勤職員制度の適切な運用を確保しようとするものでございます。

本町でも、嘱託職員の条例を整備しておりましたけれども、この改正された内容にはめまして、東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するものでございます。

続きまして、概要でございますが、本町に臨時職員並びに嘱託職員という制度がございまして、

任用しておりましたけれど、それぞれ会計年度任用職員へ移行をいたします。

うち、正規職員と同じ勤務時間の者をフルタイム会計年度任用職員、従前嘱託職員制度として任用していた方々がこれに該当になります。また、1 週間あたりの勤務時間が正規の勤務時間 38 時間 45 分未満の者をパートタイム会計年度任用職員として任用するものでございます。この 2 つの任用職員が存在することになります。

まず 1 番目にフルタイム会計年度任用職員でございます。

任用根拠として、改正された地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号により任用がされます。

募集採用につきましては、勤務条件等を明示した上で募集を行い、競争試験又は選考等により決定をするということでございます。

任用期間は、1 会計年度内の 1 年以内ということでございます。

勤務時間は、正規職員と同様、週 5 日、38 時間 45 分でございます。

給与につきましては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当。ただし、任期が 6 月以上の者についての定めがあるものでございます。退職手当が支給をされます。

2 番目、パートタイム会計年度任用職員については、同じく任用根拠は、改正された地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号で規定されます。

募集はフルタイムと同じでございます。また、任用期間についても一緒でございますが、勤務時間が、1 週間あたり 38 時間 45 分未満の者でございます。

報酬等ということでございますが、給料という定義ではございませんで、パートタイムについては報酬という定義となっております。フルタイム会計年度任用職員の給与規定に準ずるものでございますが、その他に時間外勤務に係る費用弁償、また、通勤に係る手当に相当する費用弁償が支給をされます。期末手当についても、パートタイム職員についても、任期の 6 月以上の者について、15 時間 30 分に満たない職員を除きまして期末手当も支給をされます。以上、この改正内容によって今までの嘱託職員制度については、給料、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当が支給されていましたが、退職手当が一定の条件の下に支給されることになっております。

また、臨時職員ということで任用しておりました者について、支給されていなかった通勤手当や期末手当が、パートタイム会計年度任用職員ということになることによって支給をされることになります。

また、服務規定として、会計年度任用職員に適用されるということで、地方公務員法に準じ、服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限が適用されることになります。以上が概要でございます。

議案の方に戻っていただきまして、めくっていただきますと、条例のそれぞれ条項等につきまして説明を加えさせていただきたいと思います。

条例第 1 条、趣旨でございます。趣旨は、改正後の地方公務員法及び地方自治法に基づいて会計年度任用職員の給与及び費用弁償についての条例を定めると規定しております。

第 2 条につきましては、会計年度任用職員の給与について定めたもので、フルタイム会計年度任用職員にあっては、それぞれ給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当。パートタイム職員にとっては、報酬及び期末手当と規定しております。

第3条、フルタイム会計年度任用職員の給料を定めております。第2項に給料表が定めております。この給料表の職1級は技能労務職、本町の技能労務職給料表1級相当を適用しております。第2級につきましては、一般行政職給料表の1級相当を適用をいたしております。

ページをめくっていただきまして、3枚目の第4条でございます。フルタイム会計年度任用職員の職務の級でございます。職務の級は、フルタイム会計年度任用職員の職務は、複雑、困難及び責任の程度に基づいて、これを給料表に定める職務の級に分類するものとしております。

第2項で、その級を、1級については、定型的又は補助的な業務を行う職務としております。2級については、一定の知識又は経験を必要とする職務としております。

第5条、フルタイム会計年度任用職員の号給でございます。号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定することとしております。

第6条、職員の給与に関する条例の適用ということで、給料の支給について職員の給与の分を準用するということで決定をしております。

第7条、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当についてでございます。

第8条は、時間外勤務手当。第9条は、休日勤務手当。第10条は、給与の端数処理。第11条は、期末手当。第12条は、勤務1時間当たりの給与額。第13条、給与の減額。これについては、それぞれ職員給与条例がございますが、職員に準じる取り扱いをするということを定義をいたしておるところでございます。

第14条からパートタイム会計年度任用職員について規定をいたしております。

パートタイム会計年度任用職員の報酬という定義でございますが、第14条では、パートタイム職員の雇用形態によって月額、日額、時間ごとの報酬を定めたもので、基本的にはフルタイム職員の職種の月額を基準に、勤務時間の割合に応じて算出する報酬額として出しております。

ページをめくっていただきまして、第15条に、パートタイム会計年度任用職員の職務の級について規定していますが、職務の級は、フルタイムと同じような職務と同等の、フルタイム会計年度任用職員の例によるものとしております。

第16条、パートタイム会計年度任用職員の号給。第17条、時間外勤務に係る報酬。第18条、休日勤務に係る報酬。第19条、端数処理。第20条、期末手当。第21条、報酬の支給日等。第22条、勤務1時間当たりの報酬額。第23条、パートタイム職員の報酬の減額。第24条、給与からの控除。それぞれ職員給与条例に準じた規定をするということで規定をいたしております。

第25条では、特に町長が必要と認める会計年度任用職員の給与について規定するものを、特殊性を考慮して任命権者が別に定めるとしております。

第26条、パートタイム職員に係る通勤手当の相当の費用弁償について、第27条については、パートタイム職員が出張した場合の出張旅費相当の費用弁償について規定をしたものでございます。

第28条については、この条例に必要な施行に関し、規則の委任事項を定めております。

附則で、施行日については、令和2年4月1日施行とするということでございます。

第2条では、それまでありました嘱託職員に関する条例を廃止するということでございます。

以上が、東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての説明でございます。また、招集日当日に、規則委任ということで規則案をお手元に配布をいたしております。

また、参考といたしまして、現在の臨時任用職員状況ということで、お手元に配っております。

現在、町長部局に 28 名、教育委員会事務部局に 35 名、計 63 名の嘱託職員・臨時職員の配置をしているものでございます。それぞれ時給、並びに月額報酬で支払をしている部分でございます。想定されるものについては、時給で定められている職相当についてはパートタイム職員への切り替え、又は月額でしているものについてはフルタイム会計年度任用職員への移行というものが予定をされているところでございます。以上で説明を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから、質疑を行います。10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

議案 44 号の第 20 条、パートタイム会計年度任用職員の一番下の期末手当のところなんですね、任期が 6 月以上。ただし、週の勤務が 15 時間 30 分に満たない職員を除くということ。現状、こういった職員がいるんですか、期末手当を出せるような状況の職員がいるのか。理由は、このパートタイムさんのというのは、1 か月ぐらいきて 1 か月休んで、また 2 か月きて 1 か月休む。そんな状況と私は聞いておりましたが、期末手当を出すような状況の職員がいるのかなと、お尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

第 20 条につきましては、パートタイム会計年度任用職員になった場合の期末手当を定義したものでございまして、現行では、臨時職員について期末手当は支給はされていません。今後、パートタイム会計年度任用職員、例えば 9 時から 3 時までという 5 時間の勤務があられた方が、6 月以上任用がされたという場合については、この期末手当が適用されるということでございます。先ほど例に挙げました 5 時間というのは、ではなくて、これについては週 15 時間 30 分以上の分ということで該当になるということでございます。

今まではございませんでしたけれど、今後該当すると。そして、既に、該当する職員というのは実際に学校事務補佐員とか、そういった方たちがいらっしゃるというところでございます。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

役場庁舎内にはいないけど、学校の事務補佐員には当然継続だから出る。ここの庁舎内のパートさんというのは、私が知っている限りは、2 か月きて 1 か月休みという形になっているのではないのかなと思うんです。したがって、6 か月以上継続というのは、今後もそういった形でやるんであれば 6 か月以上というのは出てこないのではないのかなと思っていますが、どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

基本的に今までの臨時職員については、2 か月でということでございましたが、こういった運用というのは、やはり今後形態を見直すということも求められておりますので、今後、再度雇用を繰り返すということではなくて、ある程度一定期間の任期を定め、週 3 日にするとか、そういったもので検討をしていかなければならない。今後、この会計年度任用職員についてどう移行していくか、研究して、協議していく必要があると思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

非常に良い傾向になっていると思います。というのは、このパートタイム職員にしても、2 か月で最初は議会事務局にいました、次は農林水産課にいきました、次は環境衛生係にいきました。仕事を覚えたと思ったら次の所、次の所とどうも回っているみたいです。これが本当に効率的な仕事ができるか、誰が見たっておかしいでしょうという話を、やっとまともになったなというのが現実ではないですか。もっと早く気付くべきではなかったのかと私は思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

答弁いりますか。

○――△――

いりません。

○議長（吉永秀俊君）

他にありますか。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

この条例改正案というのは処遇改善の一貫だと認識をしておりますけれど、難しいと思いますけど、この改正によって、これから流動的なものはありますけど、人件費の、当然処遇改善ですからアップになってくる。これを見積もって、アバウトで見積もってどのくらいあったか。見積もっておられるのかどうか。その点をお伺いしたい。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

先ほど言いましたとおり、現行の制度を移行した場合について、嘱託職員については退職手当が発生するということになります。この分について退職負担金というのを想定すると 230 万円程。期末手当がパートタイム会計年度任用職員にも支給されるということで、全く大まかでございますが

1000 万円程度ということで、負担が増えるものと推測をいたしているところでございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議案となっております議案第 44 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 2　議案第 45 号　特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 3　議案第 46 号　職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
日程第 4　議案第 47 号　東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5　議案第 48 号　東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 2、議案第 45 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第 3、議案第 46 号職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例、日程第 4、議案第 47 号東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 5、議案第 48 号東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例、以上 4 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 45 号についてご説明をいたします。特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これは教育長の給与及び期末手当を減額するために本案を提出するものでございます。

次に、議案第 46 号でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年 6 月 14 日に公布されておりますので、同法の中で地方公務員法の一部が改正されております。これに伴い、本町においても条例の整備が必要なため、本案を提出するものでございます。

次に、議案第 47 号、これも同じく成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されておりますので、地方公務員法の改正が行われたことに伴い、本町においても関連する条例の改正を行うため、本案を提出するものでございます。

次に、議案第 48 号東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例でございますけれども、これにつきましては、今まで防災情報提供システム戸別受信機利用手数料を取っていました。月額 324 円。これを無償にしたいと思っております。と言いますのは、なかなか台数が行き渡らない、若い人はスマートフォンとかですが、やはりオフトークも無くなりまして、今、990 台購入をいたしておりましたけど、約 58%の執行率しかなっていないんですね。

ですから、このお金が 180 万円ぐらい補正に上がっておりますけれども、この徴収手数料等も下の職員が担当しておりましたけれども、今度、機構改革をしまして総務課に 2 名上がっていただき

まして、総務課の職員を別の課に異動をお願いいたしております。今度は茶子ちゃんねると総務課の広報の仕事も一緒にしていただきたいと思いまして、人事をしております。一番の目的は、やはりオフトークも無くなって受信をする所がない方には無償で配布をしたいと思いまして今回提案をさせていただいています。適正なご審議をいただいてよろしくご決定賜りますようよろしくお願いいたします。以上であります。なお、詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

議案第45号について説明を加えます。

提案の理由は、現下の町財政状況等を踏まえて町施策として、教育長の給料及び期末手当を減額するため、特別職の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案を見ていただきまして、改正のとおり本則の附則に32項を追加し、令和元年10月分から令和3年9月分までの給料を、第33項を、同じその期間に支給される期末手当をそれぞれ20%減額するものでございます。施行日は、令和元年10月1日から施行でございます。

続きまして、議案第46号について説明いたします。提案の理由につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴いまして、地方公務員法の中で欠格条項でありました成年被後見人等の条項が改正されまして削除されております。よって、東彼杵町職員の給与等に関する条例の一部を改正するものでございます。

法律の目的は、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう権利の制限に係る措置の適正化を図るとされたものでございまして、先ほど言いましたとおり、地方公務員法の欠格条項から成年被後見人との該当分が削除されました。

議案を見ていただきまして、改正条例をご覧いただきたいと思います。第1条については、職員の給与等に関する条例の一部改正につきまして改正をしております。

第2条につきましては、東彼杵町職員の分限及び効果に関する条例の一部改正を規定しております。新旧対照表で説明をいたしますが、第1条の職員給与等に関する条例の新旧対照表を見ていただきたいと思います。第20条にありました期末手当、この条項の棒線部分、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職しというものが、成年被後見人又は被保佐人になった場合に失職しという部分がございましたが、この部分が削除されたということでございます。

以下の勤勉手当等につきましても同様でございます。

また、第2条で東彼杵町職員の分限及び効果に関する条例をしておりますが、新旧対照表を見ていただきますと、これについて旧の失職の例外第5条で、法第16条第2号に該当するに至った職員というものですが、第1号の方にこの成年被後見人がございまして、この部分が削除されたことによりまして号が繰り上がったということの改正でございます。

それぞれこの条例の施行日は、法律の施行日である令和元年12月14日でございます。

議案第47号をお願いいたします。議案第46号と同様で、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化によるものでございます。東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の

一部の改正ということでございまして、新旧対照表で説明をいたします。

新旧対照表の資格条項でございます。第5条の方に、消防団員になることができない者の中の第1号に、成年被後見人又は被保佐人というのが規定をされておりましたが、今回削除ということで条項から削除されます。以下、関連による改正と以前からの分で誤り等がございまして、団員が職員となっていた部分もございまして、今回精査して改正をお願いをするものでございます。施行日につきましては、先ほどの法律の施行日である令和元年12月14日でございます。

議案第48号をお願いします。東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例でございます。防災情報提供システム戸別受信機利用手数料を無償とするものでございます。オフトーク通信サービスに代わり平成30年4月1日からスタートしました防災情報提供システムは、所有率が年々高まるスマートフォンに防災情報をいち早くお知らせするシステムであり、スマホを持たれていない方には戸別受信機を無償貸与しておりましたが、うち通信費は利用者負担として年間3888円を負担していただいております。先ほど町長から説明がありましたとおり、導入から1年半を経過しておりますが、計画台数990台に対して、実績572台と約58%で留まっております。全国的にも災害が発生、激甚化している中に、防災情報提供システムの利用促進は重要であるということで、特にスマホを持たれていない方には早期避難が必要となる高齢者であると思われます。町民の命を守るための防災情報は、本来行政の責任により行うという趣旨と利用促進を図るという観点から今回受信機の利用料を無償とするものでございます。施行日については、令和元年10月1日から施行ということでございます。

新旧対照表のとおり、手数料徴収条例の第2条第33号の規定について削除するものでございます。以上説明を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いいたします。10番議員、森敏則君。

○10番（森敏則君）

議案第48号東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例の新旧対照表を見てください。ここに書いてありますが、音声専用戸別受信機と文字表示付き戸別受信機を、990台を購入していたのだけれど､58%しか今使っていない｡これを換算すると415台余っているということになりますね。この問題は、この戸別受信機の配布の仕方なんですね。どういった基準でどのような方に、不自由な方にと言うかもしれませんが、選考の仕方なんです。選考の仕方をしっかりとした基準とかあれば、先着順なのかその辺をきちんと教えてください。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この普通の戸別受信機はそうでございまして、文字表示付きはタブレット型になっておりまして、特別に。戸別受信機では電波障害のため届かない地域でタブレット型を配しているというところでございます。電波がちょっと届かない所です。

すみません、聴覚障害者。

○――△――

――△――△――

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

私は、この配布する時の基準はどうなのかというのをお尋ねしたんです。そのタブレットがどうのこうのではなく、タブレットは当然受信される所じゃないと使えないんです。そういった話を聞いているわけではないんです。配布を、どうやって、基準で配布するのか。そして先着順なのか、手を挙げた者がさっさともらってしまうのか、その辺のところをはっきりしてもらわないと、欲しいなという人がさっさと取ってなくなってしまう場合があるでしょう。そういうところを聞いているんです。お答えください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

貸与者については、990 台については、高齢世帯を対象に 990 という数字を出しております。今後も高齢世帯、65 歳以上のスマホを持っていない方で申請主義という形で配布をしていきたいと、対象にしていきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

そうすると、申請しない限りはもらえないということであれば、無償で貸与するという情報をどうやって流していくんですか。我々はこういった情報はいち早く知ることができますから、こういうものを配るそうだといったらとっとっとと来ますよ、私が言ったら。それでいいんですか。よくないでしょう。ですから聞いているんですよ。私が、知っている人に無償でやると言っているよと、早く申請しなさいと言ったら先着順になってしまうではないですか。それでいいんですかと聞いているんです。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、13 日に区長会がございますからその時に報告をします。65 歳以上の方、高齢世帯。申請があれば、オフトークの代わりですから。また数が足りなくなったとなったら予算もお願いしなければならない。私はそのように考えています。

本当に、災害の情報を皆さんに知っていただきたい。私も議員の時にもなぜ無償でしないのかと発言をしておりまして、元々皆さんに全部やるのが本当ではないかなと思っております。そういう形で進めさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

今のような答弁は非常に良い姿勢だと思います。足らなくなった場合は、直ぐにでも補正予算を掛けてタブレット型を欲しいのか、音声型が欲しいのか。希望に沿うような形で、是非、町民の皆さま方にいち早く緊急情報が受信できるような体制作りをより一層努力していただきたいと思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

1 点だけ確認をさせていただきたいのですが、タブレット型は、聴覚障害の方が、文字で綺麗に見れる、その方が対象になるものです。普通の戸別受信機の方を配布いたしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

議案第 48 号、同僚議員と同じ質問なんですが、今回無償となれば、今までも有料でされていたということで、特に高齢者の方は、年金暮らしの方は、この費用さえ出すのもちょっとやぶさかではないというようなことがある人もおられるのではないかと思っております。そういった中で今回無償ということで、非常に、防災面から考えれば大変良いことだなと私も思っております。そういった中で、今後、無償となれば私の家にも付けて欲しいという方が現れてくると思っております。

現在の 65 歳以上、スマホなどを有していない方の人数把握はされているのかどうか。そして、今後の見込み。これは無償化することによって、たぶん増えてくるのではなかろうかと私は思っております。そういった見込みあたりはどういうふうに計算されているのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

計算はまだしておりませんが、ただ、今スマートフォンを持っておられる方は必要がないんだろうと思いますが、今度区長会でお願いをして、そういう説明をいたしますので、どのくらい数が上がってくるのか。そして、申請主義で、先ほど森議員からもありましたけど、無くなったら台数を揃えていかなくてはいけない。

これはやはり、災害がこういう状況でございますので、人命を守るためにもこういうところにお金を使わせてもらおうと思っております。数が、今、全部あとどのくらいあるのか、残りが 570 台ちょっとありますから。世帯に 1 個しても、全部で。そういう世帯の人がいらっしゃれば。数は後ほど把握して準備をしたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

議案第 45 号、これは教育長へ質問することになろうかと思います。議長、何回でも良いんです

か。

○議長（吉永秀俊君）

何回でも良いと言いましたが、常識的な範囲内で、森議員も3回で済みましたので。

○――△――

大事なことなんですよ。だから、そういうことを軽々と、ルールを変えてはいけないですよ。警告しておきます。

○議長（吉永秀俊君）

わかりました。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

3回ですので、ちょっと質問をまとめて、お尋ねすることを2つ答弁。

まず、20%のカット幅、これは自分自身で判断をされたのですか、あるいは町長や他の方からのアドバイスなのか、これが第1点。

第2点、今まで4年間ノーカットで来られました。残り2年間、20%でいかれれば、6年間の平均カット率は7%弱となります。そういうことも考慮された上でのカット率20%だったのか。以上、2つお答えください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

20%カットにつきましては、最終的には自分自身の判断でございます。ただ、参考といたしまして町長さん、副町長さん、議員さん方のカット率を参考にさせていただいたということでございます。

それから、6年間、過去、前町長の時もそうでしたけど、前町長が半額ということでありましたので、私もそれでも結構ですよということで申し出をし、現町長さんにも私のカットをお願いしたところでございましたが、今日に至ってしまったことを、遅れたことを大変お詫び申し上げたと思っております。

過去のことは過去といたしまして、今日から就任している期間の間はこれでいかせていただければと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

教育長は、6月の定例会の一般質問の答弁でこのように言っておられたんですよ。私は、お金のためには働いていません。半分だろうが、3分の1だろうがそれは結構ですと笑いながら答えられたんですよ。私の一般質問で、このようにですよ。私は、3分の1はともかく、カット率50%でも6年間の平均カット率は約17%になりますよ。町長や副町長のカット率20%に及びません。6月の一般質問や町長、副町長のカット議案提出20%がなくても、今回、議案として自らの意思で、先ほど自らの意思と言っておられました、一部は町長と副町長のそれもきっかけになったと、最終的には自分の意思で上程されたと理解してよろしいですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

最終的には自分の意思でということでございます。ただ、今、議員がおっしゃいましたように、私自身は教育長職をやらせていただくことに大変やりがいを感じております。そして、給料のためだけではなくて、仕事を楽しませて頑張らせていただければという気持ちもございますので、本来ならば、前町長に申し上げましたように私も半額程度で結構でございますという気持ちには変わりはございません。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

私は、教育長の答弁にああそうですかと簡単に、素直に受け止めるわけにはいきません。教育長が就任されてからあれからもう 4 年ですよ。これまでノーカットで来られました。議員も、先ほど教育長が言っておられたように、平成 27 年から 10%カットできていたわけです。前町長も 50%だった。それから、岡田新町長、三根副町長も 20%カット。これがきっかけ、一般質問がきっかけ、町長や副町長の 20%がきっかけになられたと思っているんですよ、今回の上程が。

何を、私が言いたいかというと、教育長は要するに、子どもたちに、自ら主体的に考え判断しなさいということを昨日の答弁でも、学問でもそう言って私の答弁に答えておられました。子どもたちに範を示すべき教育長が、これは主体的ではないじゃないですか。要するに、一般質問とか、現在の岡田町長、三根副町長の 20%カットがあったから出されたのでしょう。私はそういうふうに感じていますよ。この意見、教育長どうですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

これは自ら主体的に 20%と申し上げたところでございます。と言いますのは、町長、副町長とのバランスもございましょうし、私自身も他の方々と足並みを揃えていくためにはまず 20%かなという判断でございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。7 番議員、後城一雄君。

○7 番（後城一雄君）

ただいまの件で、議案第 45 号の件で質問します。元々私は、町長、副町長の給料カットは反対でございました。と言いますのが、やはり、それぞれの皆さんの立場、その立場において責任を持つということで決められた給料でございます。見方によると町民うけするというか、そういった感覚を持っております。それと、また、他町村との関係もございまして、実際それで良いのかと、いつか岡田町長が申されました人事院に適正であるのか答申をやってみたいということでございましたので、これもひとつ答申も早めにしていただきたいと考えます。

これを次から次にやられますと、たとえ、10%にしても 20%にしても本来の姿ではないと私は考えております。やはり、本来あるべき姿に常にもっていくのが町の姿勢であろうと考えます。その辺について町長のお考えをお聞きします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私は、町民うけとかは一切考えていません。何とか財源を確保して自分が町長になったらやりたいことがありましたものですから、その辺を捻出する時に、今後いろいろ私の政策を上げさせてもらうこともあると思います。そういうことを考えておりまして、今回そういう、1 期目でございましたので形を取らせていただきました。

今後は、当初申し上げましたように、今町長の給与が 74 万円から 69 万円に下がった時も、特別報酬審議会ということで銀行さんとか商工会とか出ていただいて決められたんですよ。それをそのまま、すぐ半分とされたものですから委員さんになられた方が私におっしゃたのは、ちょっと、もう何のために答申をしたのかわからない、次からは絶対しないというような厳しい意見をお伺いしています。が、私は、浪瀬議員の質問で、私の任期が終わって次にどなたがなられてもその方向でいくような形を取りますと約束をしましたので、早急に、中間過ぎたぐらいにそういう特別報酬審議会をまたお願いをして、以後はそういうセールス合戦みたいになるのはいけない。

私は、元々、現職の町長の時にも議員の時に言っていましたけども、会社も社長、専務、常務とあります。責任の度合いにおいて給料はあるのだということは、町民の皆さんにお願いをして、ですから、私は選挙の前には一切言いませんでした、削減とか。これはどちらかと言えば選挙の前に言うのは、ここで言ってどうかわかりませんけど、もし私が 80%削減、向こうが 50%削減として当選する、議員さんが否決された時に、私は 80%したかったんですけどと言って 100 に戻るんですよ。これを選挙の前にすればですね。議員さんの議決が必要ですから。

ですから、私はそういう考えで、今回は町民うけではなくて自分がやりたい事業が少しございましたものですから、今回、この無償化のとか、75 歳以上とか、タクシーとか、そういう政策をするために少しでも財源を、監査をしておりましてちょっとお金が足りないかなと思ったものですから。

ですから、今後は後城議員がおっしゃたように、是非、こういう形で決めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 45 号、議案第 46 号、議案第 47 号、議案第 48 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 45 号、議案第 46 号、議案第 47 号、議案第 48 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議案第46号職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第48号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第48号東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をします。

暫時休憩（午前11時11分）

再　　開（午前11時19分）

日程第6　議案第49号　東彼杵町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

日程第7　議案第50号　東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を開きます。

次に日程第6、議案第49号東彼杵町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第50号東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例、以上2議案を一括議題とします。本

案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは議案第 49 号について提案理由を申し上げます。

これは、災害援護資金の償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大等の改正を規定する災害弔慰金の支給に関する法律の一部を改正する法律が、本年 6 月 7 日に公布されたことにより、東彼杵町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するため本案を提出するものであります。

次に、議案第 50 号であります。これは東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例でございますが、平成 31 年 4 月 17 日に住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和元年 11 月 5 日から施行されるものでありまして、今回の改正により旧氏による印鑑登録を行うことが可能になったため本案を提出するものであります。いずれも慎重なご審議をいただき、適正なご判断をいただきますようよろしくお願いいたします。なお、詳細につきましては、2 議案とも町民課長から説明をさせます。よろしくお願いします。町民課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（工藤政昭君）

町長に代わり議案第 49 号について説明をいたします。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、今回条例の改正を行うものです。改正法では、災害援護資金の貸付を受けた者が置かれている状況に鑑みまして、市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により災害援護資金の貸付を受けた者が、支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められる時は、償還金の支払を猶予することができること。

次に、市町村は、災害援護資金の貸付を受けた者が死亡した時、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められる時に加え、災害援護資金の貸付を受けた者が破産手続き開始の決定、又は再生手続き開始の決定を受けた時は、当該災害援護資金の償還金未済額の全部、又は一部の償還を免除することができるものとすること。

市町村は、この法律の規定により償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部、若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認める時は、災害援護資金の貸付を受けた者、又はその保証人の収入、又は資産の状況について災害援護資金の貸付を受けた者、若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧、若しくは資料の提供を求めることができること。

以上、これらの措置がなされたものでございます。

資料の新旧対照表をご覧ください。このことから、第 15 条第 3 項を、償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとするということに改め、附則、この条例は公布の日から施行するとするものです。

続きまして、議案第 50 号について説明をいたします。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、婚姻等で氏を改姓された方で、旧氏の併記を希望される方は住民票への記載ができるようになり、このことに伴い印鑑登録も旧氏での登録が可能となります。このことから今回条例を改正するものです。また、条

文中に誤記がありましたので併せて改正するものです。

資料の新旧対照表をご覧ください。第2条中、昭和41年を昭和42年に改め、第6条、第5条を前条に改めます。

第6条第1項第3号には、旧氏の登録について記載し、改めるものです。第6条第2項中、電子計算機を磁気ディスクに改めます。

次のページにいってもらって､第7条第1項第1号と第13条第5号に旧氏についての記載をし、改めるものです。第14条第1項中、電子計算機を磁気ディスクに改め、第6条の次に第1項を加え、同条の第2項中、電子計算機を磁気ディスクに改め、附則、この条例は令和元年11月5日から施行とするものです。以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いします。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第49号、議案第50号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号、議案第50号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号東彼杵町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 8　議案第 51 号　東彼杵町水道事業給水条例の一部を改正する条例
日程第 9　議案第 52 号　東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 10 議案第 53 号　東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

日程第 8、議案第 51 号東彼杵町水道事業給水条例の一部を改正する条例、日程第 9、議案第 52 号東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第 10、議案第 53 号東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、以上 3 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 51 号につきまして提案理由を申し述べます。ここに記載していますとおり、本年 10 月 1 日からの消費税率改定に伴うものでありまして、課税対象である水道使用料及び水道利用加入金を改正する必要があり、また水道法の一部改正により町指定給水装置工事事業者の更新制が新設されております。その更新に係る手数料の規定を新設する必要があるため本案を提出するものでございます。

次に、議案第 52 号でございます。これも消費税法の改正に伴うものでありまして、消費税率が令和元年 10 月 1 日に引き上げられることから、課税対象である下水道使用料を改定する必要があるために上程するするものでございます。

次に、議案第 53 号でございます。これも同じく消費税法の改正に伴い、消費税率が令和元年 10 月 1 日に引き上げられることから、課税対象である集落排水施設使用料を改定する必要があるため本案を提出するものでございます。以上 3 件につきまして、慎重にご審議いただき、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。なお、3 議案とも、詳細につきましては、水道課長の方から説明をさせます。よろしくお願いいたします。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

説明を加えたいと思います。議案第 51 号からでございます。水道事業給水条例の一部改正の条例ですが、消費税の改定と併せまして、水道法におきまして、これまで町の指定給水装置工事の事業者につきましては、一度登録をいたしますと更新ということが必要ありませんでしたけれども、今回の法改正によりまして 5 年ごとの更新制への改正が行われております。これに基づきまして、町の指定工事店についても 5 年間ごとの更新制を取り入れますので、それに伴います手数料の規定の改正となります。

内容につきまして新旧対照表の方をご覧いただきたいと思います。まず、第 9 条第 4 項、第 5 項は、引用しております水道法の 10 月 1 日改正に伴いまして、これは第 5 条というのは、給水装置の構造基準を示した部分になります。これが法改正によりまして第 6 条に改正されますので、条ずれを生じることになりまして、それに対応する改正になります。第 4 項、第 5 項併せて新旧対照表

の 3 ページ、第 40 条の方も同じく第 5 条が第 6 条に条ずれの修正という形での改正となります。

続きまして、第 28 条においては水道使用料を、そして、第 36 条におきましては加入金です。この 2 つをそれぞれ別表において単価の方を記載しております。消費税法の改正によりまして、この水道使用料と加入金につきましては内税での単価表記となっておりますので、税率の改正に伴いまして水道使用料につきましては 10ｔまでの基本料金を 1600 円から 1630 円に。そして、10ｔを超えた 1 ㎥当たりについての超過料金を 160 円から 163 円に。そして、加入金につきましては、メーター器ごとに 3 万 1500 円を 3 万 2000 円、7 万 3400 円を 7 万 5000 円、10 万 8000 円を 11 万円、32 万 4000 円を 33 万円、48 万 6000 円を 49 万 5000 円と改めます。また、併せて、第 28 条の表に記載してありましたけれども、使用料月額の 10 円未満の端数について、これを切り捨てるとしておりましたけれども、これまでの料金単価につきましては、端数が出ない状況でございましたけれども、これから端数が発生いたします。料金につきまして、1 円未満の処理はございますけれども、10 円未満の端数処理については料金設定としてこれを削って行わない形での料金処理を行いたいと思っております。

続きまして、第 35 条につきましては、先ほどお話しました引用しています水道法において給水設置工事を適正に施工することができると認められるもの、という表示になっていますけれども、一般的にいう指定工事店です。これを 5 年ごとの更新制に改正いたしますが、この時の更新手数料を現条例では設定しておりませんので、更新につき 1 万円という形で新たに設定をするものでございます。本条例につきましては、令和元年 10 月 1 日施行としております。

また、経過措置につきましては、水道使用料といいますのが、毎月の検針が 15 日前後でございます。改正条例の施行日である 10 月 1 日以前に使用された水道使用料が含まれている 10 月検針分、いわゆる 11 月請求分ですけれども、この使用料については従前の単価を使用します。11 月の検針分からは全てが 10 月 1 日以降の水道使用料となりますので、11 月検針分、すなわち 12 月請求分の使用料から改正単価を適用するということになりますので、このことを経過措置としております。51 号についての説明は以上です

議案第 52 号について説明を加えます。本条例は、東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございますけれども、これも消費税法の改正に伴いまして、料金表示が内税となっております下水道使用料を改定するものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。第 16 条におきまして、別表により使用料を記載をしております。基本料につきましては、下水道使用料は、基本料が 5ｔまでと 6ｔから 10ｔまでと分かれております。5ｔまでの基本料を 980 円から 998 円、6ｔから 10ｔまで 1550 円から 1580 円、10ｔ以上の超過料金につきましては、155 円から 158 円に改正するものでございます。

経過措置につきましては、先ほどご説明をいたしました上水道の料金と同じく、下水道使用料も上水道の使用水量、これを基に料金算定をいたしておりますので、同様に経過措置を設けております。52 号についての説明は以上です。

続きまして、議案第 53 号の説明を加えます。東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例です。これも、同様に消費税の改正に伴う内税である下水道使用料です。これの料金単価の改正でございます。

新旧対照表をご覧ください。基本料金 5ｔまでにつきまして 980 円を 998 円、6ｔから 10ｔまで

1550 円から 1580 円、超過料金 10ｔを超えたものを 155 円から 158 円に改正するものでございます。

経過措置につきましては、これも上水道と同じく検針日とこの料金改定日との日程のずれに関しての調整をいたしておりますので経過措置を設けております。53 号の説明については以上です。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いいたします。4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

議案第 51 号の料金改定の内容ではなくて、料金表の彼杵、千綿、才貫田と地区別が示してありますけれども、これが、以前は各簡易水道が出来た順に、遅く出来た所が 3000 円いくらとか徴収していた時期もあったかと思いますが、現在は一律になっているわけですね。以前は法音寺地区と、昔はあったんです。それも一緒に彼杵地区となっているわけですよ。もう一緒になっているからこれを１つ１つしなければならない理由とかがあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

今回の料金改定に伴いまして、ご指摘の内容につきましては、課内でも検討をいたしました。まだ、平成 29 年度に上水道に移行したばかりでございます。今後、この上水道事業を継続していく中で、この地区設定の中で、新たな、例えば、簡易水道事業を設けるとか経営の変更が生じた時に、これを今ひとつにしてしまうのは簡単なんですけど、新たな経営の形態を、もし起こす場合、その時にどこどこ地区の一部をとかそういった形が発生してきます。今、この表示というのは、給水地区ごとでずっと表示をしておりますけれども、今後そういう事態が発生した時に、地区の給水地区ごとの今の区分というのは残しておいた方が、例えば条例改正の説明とか、そういった時に説明がしやすいのではないかということで、一応、課内では今回はまだ残しておこうということで検討結果としております。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

先ほど私も言いましたように、以前は統合された所もあるんです。この中を見れば、千綿地区、里も才貫田も今は一緒のような感じなんですよ。以前は、才貫田も遅く施工されましたので別に仕上げてあった。それはもう了解をしているわけですが、あまり別に分けなくてもされるのではなかろうかと、新たに出来た時はそこだけを特定してすればいいことで、そういうふうに思っているわけですが、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに浪瀬議員がおっしゃるように、昔は遅く始まった所は高かったので分けていましたが、今後は、議員さんがおっしゃるように、今回はこれで出させていただいておりますが、検討して、統一できる所は統一して改正をさせていただきたいと思っております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

議案第 51 号についてお尋ねいたします。料金が今度の 10 月からの消費税が上がる分だけ上げるということで議案が出されたんですが、まず、川棚、波佐見でも消費税が上がるということで出されているのか。特に、1600 円というのが、都会から来られた方でかなり高いという声を聞いていますので、これが妥当なのかということで疑問点にも思っていましたし、そこのあたりでないにしても消費税分が他の地域でも上げていくのかどうなのかをお尋ねいたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この東彼杵町としましては、消費税率が 8%から 10%に上がりますから、そういう料金を改定をしたいということは東彼杵町は考えております。他所の町が、金額をどうされているのか、抑えられるのかどうされるのかわかりませんが、うちの町としては、法律的には 10%に代わるものですから上げておりまして、1600 円が高いとおっしゃいましたけど、東彼杵町は安い方のランクに入っているんですよ。料金を改定して上から 8 番目ぐらいに上がるんです。そういうことで、今のところうちが非常に高いということは私は認識をしておりません。もし補足がありましたら水道課長の方からお願いします。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

昨年度 3 月議会の方で、議会の方にはご案内を、全協の方でさせていただいております。実は、令和 2 年 4 月 1 日から、東彼杵町の水道料金については値上げ、これについては消費税に伴う値上げではなく、あくまでも経営上の不足分を料金で賄うための、できるだけ一般会計に負担をかけない独立採算にできる限り近づけていくための料金値上げをお願いをしたいということで、3 月の議会の全協で説明をさせていただいております。

今、町長から話がありましたように、東彼杵町の水道料金は平成 14 年以降値上げをしておりません。水道事業特別会計できたわけですけれども、基本、独立採算の理念で行っていく事業でございますので、本来であればもっと早い段階で料金というのは段階的に値上げをして、きちんと独立採算に近づけるというのが本来の料金設定の形だと考えておりますけれども、それが伸び伸びになっておりますので、来年度料金値上げをさせていただくということで、12 月の議会で議案を上程させていただく予定にしております。それで、料金を値上げしても、まだ長崎県内では 8 番目という

形になります。詳細については、12 月議会の方で、またご提案をさせていただきますのでよろしくお願いします。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

6 番議員、尾上庄次郎君。

○6 番（尾上庄次郎君）

これをなぜ質問したかというと、2 年ぐらい前に東京から移住して来られた方が、明細書を見せてもらったんですよ、約半分ぐらいの単価だったので、ちょっと気になっておりました。そういうことです、よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

他に質疑ございませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 51 号、議案第 52 号、議案第 53 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 51 号、議案第 52 号、議案第 53 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 51 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 51 号東彼杵町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから、議案第 52 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 52 号東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから、議案第 53 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 53 号東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 11　議案第 54 号　令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（吉永秀俊君）

日程第 11、議案第 54 号令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 54 号令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明をさせていただきます。

提案の理由といたしましては、ここに記載いたしておりますとおりでございます。歳入歳出それぞれ 1 億 5469 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 46 億 8012 万 5000 円とするものであります。

歳出におきましては、現在私が選挙の時に掲げました 75 歳以上のタクシー利用助成事業とかなどを今回補正に上げさせていただいております。また、浄化槽設置整備事業補助金など 2535 万円。特に、今度上げましたのが新港グラウンド駐車場。これはゲートボール場でございます。ゲートボール場で、駐車場を確保したいということで、ゲートボール場の中に新設の駐車場ということで計画をさせていただいております。

歳入におきましては、ここに記載しておりますとおり国庫支出金や地方交付税や繰越金を充てさせていただいております。なにとぞ、慎重審議をいただきまして、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。なお、詳細につきまして、税財政課長から説明をさせます。よろしくお願いします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わりまして、議案第 54 号、予算の内容につきましてご説明いたします。

資料の 26 ページをお願いいたします。歳出からご説明いたします。

2 款 1 項 1 目一般管理費の 12 節役務費と 18 節備品購入費は、人事異動により総務課事務室を広げる必要があり、カウンターの撤去費用 6 万 5000 円と保管棚の購入費 20 万 1000 円を追加。19 節負担金補助及び交付金につきましては、職員の福利厚生を目的としたレクリエーション費用として、30 万円を計上しております。

次に、5 目財産管理費 13 節委託料は、蔵本郷やまだこども園横の町有地払下げのための測量費用として 45 万円、また、旧千綿中学校の 1 階廊下にシロアリ発生を発見しましたので、その駆除費用として 17 万 2000 円を計上しております。25 節積立金、そして、その下の 6 目財政調整基金費 25 節積立金は、資金運用として昨年 7 月に 1 億円で購入しました地方公共団体金融機構債が値上がりしたため、利子加蓄より売却したほうが利益が出ると判断し、売却を行いました。売却益を基

金に積み立てるため、売却日以降の利子加蓄分を 15 万 9000 円減額し、売却益を基金に積み立てるため 225 万 7000 円をそれぞれ追加しております。

次に、7 目企画費 13 節委託料は、第 1 期総合戦略が今年度 5 年計画の最終年度となるため、第 2 期作成のための委託費用として 366 万 3000 円を計上しております。

次に、9 目電子計算費 13 節委託料は、制度改正により印鑑証明書に旧氏を記載することとなるため、システム改修費用として 66 万円計上しております。

27 ページになります。10 目地域づくり推進事業費 19 節負担金補助及び交付金は、空き家活用促進奨励金の申請件数が当初より増する見込のため 84 万 6000 円を追加いたしました。

28 ページをお願いします。2 款 2 項 1 目税務総務費 2 節給料から 4 節共済費につきましては、4 月の人事異動により給料、職員手当及び共済費の不足が見込まれるため、それぞれこちらに記載の金額を追加しております。

なお、他の款項目の 2 節から 4 節につきましても、人事異動及び担当者の変更による不足見込により追加計上しておりますので、以下説明は省略させていただきます。

その下、23 節償還金利子及び割引料につきましては、修正申告による高額還付を申請したものがいたため予算不足となり、見込額 80 万円を追加計上しております。

次は、30 ページをご覧ください。3 款 1 項 2 目老人福祉費は、昨日から申しましたとおり移動手段をもたない 75 歳以上の方の支援を目的として計上しております。来年 1 月からタクシー利用助成事業として計上しております。7 節では、事務補助のための臨時職員雇用賃金を 37 万 2000 円。11 節は、タクシーチケット印刷費用として 99 万 5000 円。19 節ではタクシー利用の助成金として 375 万円を計上いたしました。助成の内訳につきましては、一人当たり年間で 500 円チケット 20 枚配布することとして計 1 万円の助成を計画しており、今年度は、1 月から 3 月までの 4 半期分になりますので、一人当たり 2500 円を 1,500 人分で計上しております。

次に、3 目障害福祉費 23 節償還金利子及び割引料は、障害者事業につきまして、国及び県の補助金を実績により精算し返還する必要があるため、合計 428 万 6000 円を計上しております。

31 ページになります、3 款 2 項 1 目児童福祉総務費 18 節備品購入費は、小さい子供を 8 人まで乗せれる手押し車、お出かけ兼用避難車という名前になりますけれども、その購入費用 25 万円を計上して、乳幼児の交流を行っております町民つどいの広場に、イベント時の外出用、又は災害時の避難用として設置いたします。

その下、19 節中、子育てのための施設等利用費補助金は、主に、保育の必要性のある 1 号児が一時預かり事業を利用した場合の利用料を、償還払いにより無償化する事業になり、163 万 2000 円を計上しております。また、児童健全育成対策補助金は、町民つどいの広場委託先への事務用パソコン購入費助成として 17 万円を計上しております。

次に、2 目児童運営費 19 節負担金補助及び交付金は、保育料無償化の対象外となる副食費について、国の免除基準となる低所得世帯及び 2 子以上同時入所世帯については免除とする計画ですので、施設型給付費を 167 万 4000 円追加しております。23 節償還金利子及び割引料は、子ども子育て支援交付金を実績により国と県に精算返還する費用として 324 万円を計上しております。

32 ページになります、4 款 1 項 2 目予防費になります。11 節需用費と 12 節役務費は、区長さんを通じて配布しておりましたがん検診希望調査を郵送することとしたため、封筒作成費用 10 万

3000 円と郵券代 46 万 1000 円計上しております。13 節委託料は、母子保健は、来年度からマイナンバーを活用した情報連携のため電算化する必要がありますので、母子保健システム構築業務委託料として 383 万 9000 円を、併せて情報連携用にデータ副本を登録するシステム対応が必要なため健康管理システムにおける母子保健副本登録業務委託料として 167 万 1000 円を計上いたしました。

なお、副本登録業務委託料につきましては、すみません、5 ページをお願いいたします。第 2 表繰越明許費として母子保健副本登録業務委託を同額計上しております。情報連携が来年 7 月予定となっている都合上、作業完了が 4 月を越え、繰り越すことが見込まれているため、こちらに記載しております。

それでは、33 ページをお願いします。4 款 3 項 1 目公害対策費 19 節負担金補助及び交付金は、浄化槽設置整備事業補助金の申請数が当初計画より増となる見込みのため、20 基分 1568 万 8000 円追加しております。

34 ページをお願いします。6 款 1 項 3 目農業振興費 11 節需用費は、そのぎ茶啓発用の CD 購入費用として 33 万円、19 節負担金補助及び交付金は、当初予定していた新規農業従事対象者が交付要件を満たさないと判断されたため 150 万円減額いたしました。

次に、4 目土地改良事業費 11 節需用費は、山頭池取水施設の修繕費として 31 万円を計上しております。

35 ページをお願いします。6 款 2 項 1 目林業総務費 7 節賃金から 14 節使用料及び賃借料は、新たに施行されました森林経営管理制度の事務経費として合計 52 万 7000 円計上いたしました。なお、森林環境譲与税を財源とするため、25 節積立金を同額減額しております。

36 ページをお願いします。7 款 1 項 1 目商工総務費 3 節職員手当等は、当初想定を上回る時間外勤務が発生し、今後不足が見込まれるため 32 万 8000 円を追加しました。

次に、7 款 1 項 3 目観光費 11 節需用費は、配布用周遊マップ及びくじらパンフレットが在庫不足となったため 32 万 9000 円を、また、国道沿い、八反田に設置しております龍頭泉案内看板が老朽化のため修繕費として 31 万 9000 円を計上しております。

次に、5 目いこいの広場管理費 11 節需用費は、施設の故障により当初計上していた修繕費を執行したため、今後発生する恐れのある修繕費と公用車の車検費用として合計 28 万 1000 円追加しております。13 節委託料は、テニスコートの砂入り人工芝が長年の使用で劣化しており、使用者の安全性に不安があることからメンテナンス費用として 35 万 2000 円を計上しております。

37 ページをお願いします。8 款 2 項 2 目道路橋梁維持・新設改良費 16 節原材料費は、一ツ石地区道路の整備の要望がありましたので原材料費として 140 万円を、3 目木場本線道路改良事業費 15 節工事請負費は、木場本線道路改良事業において一ツ石農村公園を土砂置き場としておりましたが、公園に陥没等の損傷を与えたことから補修工事として 600 万円を計上しております。

38 ページをお願いします。8 款 3 項 2 目河川改良費 3 節職員手当等から 13 節委託料は、塩鶴川の渓流保全事業を行うため、合計で 948 万 7000 円計上しております。新幹線整備をしております鉄道建設・運輸施設整備支援機構から受託し行うものになります。

39 ページ、8 款 5 項 3 目公園費 12 節役務費と 16 節原材料費は、河川公園やすらぎの里に菖蒲を植えておりますが、園内に菖蒲育苗のためのハウスを設置する費用として合計で 43 万 2000 円計上しております。

41 ページをお願いします。9 款 1 項 3 目消防施設費 17 節公有財産購入費は、大音琴地区防火水槽設置について協議をしておりますが、設置場所の用地を購入するため 60 万円を計上しております。5 目災害対策費 3 節職員手当等は、今年度多くの災害対応が発生しており、今後の警戒対策の事前準備及び災害対応に従事する場合の時間外勤務について予算不足となる恐れがあることから 52 万円を追加しております。

42 ページをお願いします。10 款 1 項 2 目事務局費 9 節旅費は、鹿児島であります 2019 地域とともにある学校づくりフォーラムへ学校会長さん外 6 名参加されますので 21 万 2000 円を、19 節負担金補助及び交付金は、昨日も出ましたけども、小中学校教諭等を対象に、児童生徒の読解力向上を目指しリーディングスキル研修を行うもので 1 万円計上しております。後のページにあります 2 項小学校費に 6 万 6000 円、3 項中学校費に 4 万 4000 円と分けて計上しております。

43 ページをお願いします。10 款 2 項 1 目学校管理費 15 節工事請負費は、彼杵小学校の高圧気中開閉器が古くなりましたので、交換費用として 48 万 7000 円を計上しています。18 節備品購入費は、先月、町民の方から 30 万円の寄付を頂きました。図書購入に使って欲しいとのことでしたので、寄附を財源として、図書購入用として 21 万円計上しております。同様に次ページの 3 項中学校費にも 10 万 5000 円計上しております。

44 ページをお願いします。10 款 3 項 1 目学校管理費 8 節報償費は、教員の負担軽減のため部活指導員を配置するための費用として 168 万円を、12 節役務費は、東彼杵中学校のピアノが古いため、旧千綿中学校のものと交換するための費用として 13 万 2000 円を計上しております。15 節工事請負費は、まず東彼杵中学校体育館防球ネット設置工事につきましては、部活動が増えたため体育館を分けて安全に使用する目的で 47 万 9000 円を、東彼杵中目かくしフェンス設置工事は、町道に接する箇所のブロック塀を撤去し、代わりに目隠しフェンスを設置するもので 406 万 7000 円を、閉校記念碑設置工事は、旧彼杵中と旧千綿中に記念碑を設置する費用として 260 万 1000 円をそれぞれ計上しております。

45 ページをお願いします。10 款 5 項 3 目教育センター分室費 15 節工事請負費は、農民研修センターの浴槽を倉庫として利用するにあたり、消防法により火災報知機の設置が義務づけられておりますので 15 万 5000 円を計上。5 目文化財保護費 15 節工事請負費は、歴史民俗資料館の高圧気中開閉器が古くなりましたので、交換費用として 50 万円を計上しています。

46 ページをお願いします。10 款 6 項 1 目保健体育総務費 9 節旅費は、全国スポーツ推進委員連合から、当町の協議会と委員 1 名が表彰されることとなりましたので、三重県で行われる表彰式に出席するため、委員 3 名と職員 1 名の旅費を計 35 万 7000 円計上いたしました。

2 目体育施設費 15 節工事請負費は、新港グランドの駐車スペースが少なく、新たに 36 台分の駐車場を整備するため 700 万円を計上しております。

47 ページをお願いします。11 款 1 項 1 目農地等災害総務費は、8 月 27 日の集中豪雨の農地等災害査定に対応するため、3 節職員手当等と 13 節委託料を計 178 万 3000 円を計上しております。

3 目 31 年農地等災害復旧事業費 9 節旅費から 15 節工事請負費は、7 月 20 日の台風 5 号による被害の復旧工事に対応するため、合計で 1117 万 8000 円を計上いたしました。

48 ページをお願いします。こちらも先ほどと同じ理由で道路河川に対し、11 款 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費に 93 万 1000 円を、2 目 31 年公共土木施設災害復旧事業費に計 4192 万 3000 円

を計上しております。

戻っていただいて 10 ページをお願いいたします。歳入になります。1 款 3 項 2 目環境性能割は、10 月 1 日から施行されます軽自動車の購入時に課税される新たな軽自動車税になり、9 万 4000 円を計上しております。

12 ページをお開けください。9 款 1 項 1 目環境性能割交付金は、こちらも 10 月 1 日から普通車に対しての購入時に環境性能割が県税として課されますので、新たな交付金として 196 万 1000 円を計上しております。

なお、9 款には環境性能割交付金を新たに挿入しましたので、10 款以降は、当初と比較し 1 款ずつ番号がずれております。

14 ページになります。14 款 1 項 3 目災害復旧費分担金は、農地等復旧工事から補助金を引いた残額の 30%が地元負担金となりますので、158 万 2000 円を収入としております。

15 ページ、16 款 1 項 3 目土木費国庫負担金は、道路河川の復旧工事費の 3 分の 2 が国補助となりますので、2761 万 3000 円を計上しています。

16 ページになります、16 款 2 項 2 目 2 節児童福祉費補助金は、母子保健システム構築委託料の 3 分の 1 が子ども子育て支援事業交付金として 127 万 9000 円、子育てのための施設等利用費補助金の 2 分の 1 になります 81 万 6000 円、児童健全育成対策補助金の 2 分の 1 になります 8 万 4000 円が国補助として交付されます。

その下、3 目 1 節保健事業費補助金は、母子保健副本登録委託料の 3 分の 2、79 万 4000 円、2 節循環型社会形成推進交付金事業費補助金は、浄化槽設置について基準額の 3 分の 1、318 万 8000 円が国補助として交付されます。

17 ページになります、17 款 2 項 2 目 2 節児童福祉費補助金は、子ども子育て支援事業交付金は国と同額、子育てのための施設等利用給付交付金は事業費の 4 分の 1、40 万 8000 円が県の補助として交付されます。

次に、7 目 3 節中学校費補助金は、部活動指導員設置事業費の 3 分の 2、112 万円が交付されます。

その下、8 目 1 節農林水産施設災害復旧費補助金は、農地の復旧工事費の 50%と施設の復旧工事の 65%、計 572 万 5000 円が県補助金として交付されます。

23 ページをお願いします。22 款 4 項 4 目 1 節過年度収入は、福祉関係の国県の補助金を実績による精算を行い、計 78 万 7000 円を追加収入としております。

24 ページをお願いします。22 款 5 項 1 目 1 節河川事業受託収入は、塩鶴川渓流保全事業の事業費全額と合わせまして事業費の 5%を事務費として 913 万 5000 円の受託収入を計上しております。

25 ページになります。23 款 1 項 6 目 1 節災害復旧事業債は、災害復旧財源として、農地等災害復旧事業費の町負担分の 90%と、公共土木施設災害普及事業費の町負担分の 100%、計 1680 万円計上しております。

なお、こちらについては元利償還金の 95%が交付税措置の対象となっております。

それでは、戻っていただいて、6 ページをお開けください。第 3 表は新たな債務負担行為を記載しております。その下 7 ページの第 4 表は、地方債の内容につきまして記載しているとおりでございます。

戻っていただいて、1ページから4ページの第1表と最後の方にあります49ページ50ページの給与費明細書は、ただいま説明した金額の積み上げですので説明を省略いたします。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。10番議員、森敏則君。

○10番（森敏則君）

31ページ、児童運営費の負担金補助及び交付金167万4000円施設型給付費追加ということで、来月から保育料無料化に伴いましての副食費の負担の補助ということで、昨日一般質問で林田議員から質問があっていましたが、その1号認定子ども、2号認定子ども、それぞれいるんですが、副食費をどうしてもカバーできない部分が、年収360万円未満の人はクリアできるんですが、それ以上の第1子第2子の部分が副食費を負担しなければならない。第2子を、今回対象に給付費を追加されたというように理解をしております。

そこで、第1子も第2子も一緒に町単で、事業として補助金を追加できないかということで幼稚園の方から陳情書か何か挙がっているのではないかと思っております。それに対して今回の回答として、第2子を、とりあえず、とりあえずといったら悪いですけど、第2子をカバーするというような政策と理解をしております。私が今回言いたいのは、なぜ第1子までやらなかったのかということなんです。全てここまでやるのであれば第1子まで、町が頑張ってやっていただければ、これは半年分ですかね、167万4000円。あと167万4000円ぐらい出せば第1子までカバーできるという格好になるんでしょう。どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今回の補正の分は、とりあえず3町で協議をしまして全額はしないと、今回はですね。陳情は確かに挙がっております。挙がっておりましたが、今回は3町で話を、協議をしまして3町とも合わせております。詳細につきましては、町民課長の方から説明をいたします。よろしくお願いします。町民課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（工藤政昭君）

今回、国の無償化の制度によりまして、逆転現象が起こる副食費の支払が新たに生じる方の17名分と国の制度による免除となる児童45名分を計上させていただいておりますが、議員さんご指摘のとおり、第1子については今回見送らせていただいています。3町の担当者と協議を行った結果、今回第1子目については見送ることとなっています。そちらについては今後3町と話をしながら検討をしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、森敏則君。

○10番（森敏則君）

3町で協議をして、第2子を対象に補助することを決めたということでありますが、それぞれの

自治体で、これは特性があって良いと思うんですよ。敢えて3町を一律に合わせる必要もない。かえって、東彼杵町が第1子もするよと言ったら、子どもがいる家庭などは集まってくるかもわからないですよ。そういったところなどを考えてやられた方がいいのではないのかと思います。特にこの副食費の徴収については、こども園が、職員さんがするんですよ。そうしたら、どうして持ってくる子ども、持ってこない子どもが出てくるんです。そこで、誰々ちゃんは持ってきた、誰々ちゃんは持ってこなくていいとか、こども園で起きているんです。たまたま私の妹が熊本の方で保育園をやっております。そういった関係上、差別というか、誰々ちゃんは持ってこなかったよとか、そういったいじめまではいかないですが、妙に差別が出てきているのが事実であって。

例えば、自治体によってそういったことがあったからと言って、それも第1子も第2子も全部無料化する事態になったと、最終的にはなったという話も聞いております。ですから、自治体によって、町長の政策、子育て世代に一生懸命頑張ろうということも掲げていらっしゃいますので。どうですか、ひとつ目玉所品として考えなどはなかったんですか。これは中途半端ですよ、半分だけするというのは。どうですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今回は、3町で協議をされて、3町の中でうちが一番財政力は弱いです。3町が頭を並べる。少し負担をされるところもなければいけないと私は思います。と言うのは、県下でも、おっしゃるように全部負担されているところもあるんですよ、はっきり言って。調べております。ただ、今回は、3町で話をして、第2子でやらせていただきたい。今後、3町でいろいろこども園の協議などもありますから、陳情もどこも出ていると思います。今後はそういう形で検討をしていかなければいけません。ただ、今回は、本当に財源も関係をしてまいりまして、みんなそこだけに集中するのではなく、子育てには集中をしなければいけませんと思っておりますが、今回だけはそういう3町の協議があっておりますので、この予算で計上をさせていただいております。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

質疑の途中ですが、ここで昼食のため暫時休憩をします。

暫時休憩（午後0時26分）

再　　開（午後1時28分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第54号についての質疑でございますけれども、皆さんにお知らせしてありますように議案第54号は、総務厚生常任委員会付託の議案になっておりますので、できれば町長にへの方針とか考え方に対する質問をお願いしたいと思います。

質疑のある方は挙手をお願いします。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

これは町長に、是非ともお伺いしたい事項でございます。26ページ、2款1項7目企画費の13

節委託料です。第2期総合戦略改定業務委託料366万3000円が計上されています。この業務委託料、この計画は5年ですよね。これは是非とも作らなければいけないものなのかどうか、この点をお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは今まで計画をしておりまして、スパンがありまして作らなければいけないんです。ただ、総合戦略というのが、当初から始まっておりましたので、作らなければいけないと思っております。是非お願いします。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

義務付けられているのなら仕方がない。私も、昨日一般質問で、この総合戦略のものを、今年度切れるものを持ってきましたけど、その中身は非常に抽象的で、その中身が本当に検証、前町長が言っておられたPDCAを検証されているとは言いがたい内容が多い、抽象的な言葉が羅列である。そして、この総合戦略委託料は全家庭に配られるのですか。いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは全家庭には配りません。ただ、これは、地方創生交付金の中で決められたものがございましたので、作らなければいけないということです。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

非常に、総合戦略改訂の本は、カラーですばらしい本になっています。紙も上質上等で。これは手作りで作ってもいいのではないかなと思っているわけです、内容を見させていただいたら。すると、366万3000円、もう一回伺いますけども、この費用は一般財源なのか。これを横からずっと見ていくと一般財源になっていますよね、ということは町単ですよね。これを工夫することによって366万3000円を作るとしても経費節減になるのではないかな、カラーでなくてもいいのではないかと思っているわけです。私は持ってきていませんけど、あれを見た場合において、作る義務があれば仕方がないですけれども、そうすることによって大きな経費削減になってくると私は思っています。その辺の検討を是非お願いしたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、まちづくり課が担当をしておりますけれど、今の人員で他の仕事もありますし、時間外もまた投入してするのもいかがなものかと思って、今度は委託料でお願いをしたい。総体的に考えて、今から仕事量を減らして職員も休む時間を与えなければいけないので。そういう感じで、発注

できるところは。他のところは辛抱しますので、こういうところは是非ご賛同をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

町長の考え方をお伺いします。30 ページ、3 款 1 項 2 目、タクシーの関係ですけど、要件ですね。昨日の一般質問の続きになるかもしれませんけど、75 歳以上の免許証を持たない方ということで答弁を聞きましたけど、昨日、1,500 人のうち 530 人ぐらいは免許証を持っていらっしゃるという答弁をいただいて、ということだろうと 1,000 人の方が持たないのかなと思いますけど、今回、先ほどのあれでは、1,500 人×2500 円で補正を出していらっしゃいます。私の考え方でいきますと、1,000 人×2500 円で 250 万円で良かったのではないかと思うんですが、375 万円、1,500 人で立てられたのはどういう考え方でしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まだ、この人数が確かなものではありません。まだ、もう一回調査をしなければいけないんです。免許証を返納される方とか持っていらっしゃらない方がまだいらっしゃるかもしれないですね、今つかんだ数字と言いましたけれど。だから、皆さん方に宣誓書みたいなものをもらうんです、調査をする時に、個人個人。だから、それをして、今、だいたい大まかなに 375 万円としておりますけども、変わる可能性もございまして、予算が足らなくなった時は一緒にできませんので、3 か月分です、今回は。ですから、375 万円で、人数も、計算はしておりますけども、当然下がったり、上がったり。上がったりすればお金が足りなくなりますけれど、下がったら、下がった時に補正で減額をいたします。1 月までには確定すると思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

何名かは増える可能性はもちろんあると思いますけど、決算の時も、私は言えませんが、決算の時にちょっと言いましたけど、不用額で落とせばいいのではないかと思います。補正予算で上がって、多かったからという形になると、もっと使いようがあったのではないかと後から思われると思いますので、今回ちょっとおかしいなと思いましたので質問させていただきました。もし、こういう使えるお金があるのであったら、昨日も言いましたけど、65 歳から 75 歳も、そんなにたくさんいらっしゃらないと思うんです、免許を持たない人は。そういうこともまた考えていただきたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

一般質問の時も答えたように、65 歳からと決めたら 64 歳はどうなるのか。75 歳と決めていますけど 74 歳はどうするのか。最限なくいかなくてはいけないですから。基準として、私の方針です。

私の方針として 75 歳で皆さんにお諮りをしているわけですので、皆さんがやはり 60 歳や 65 歳からしなさいと言えばそういう形でなると思います。それは議会の議決ですから。私の考えは 75 歳からということで出させていただいておりますのでよろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

他にございませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 54 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 12　議案第 55 号　令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 12、議案第 55 号令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 55 号の提案の理由を説明いたします。歳入歳出それぞれ 1660 万 1000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 3712 万円とするものでございます。

主なものは、歳出では、介護保険事業費の精算に伴うものでございまして、償還金が 1471 万 3000 円です。

歳入につきましては、償還金の財源として前年度繰越金 1471 万 3000 円を計上しております。

慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。なお、詳細につきましては、健康ほけん課長から説明させます。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（構浩光君）

議案第 55 号令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、町長に代わりまして説明いたします。

11 ページの歳出をお願いします。5 款 1 項 1 目介護予防事業・日常生活支援総合事業費 19 節負担金補助及び交付金につきましては、介護予防や健康づくりのための活動を広げていくため 40 万円を追加計上しました。

12 ページをお願いいたします。5 款 2 項 6 目社会保障充実費につきましては、生活支援体制づくりの支援構築に向けて 148 万 8000 円を追加計上しました。

13 ページをお願いいたします。7 款 1 項 1 目 23 節償還金利子及び割引料につきましては、前年度の介護給付費負担金、地域支援事業費交付金、支払基金を精算した結果、返還金が生じましたので、1482 万 1000 円を計上するものです。

次に歳入の 5 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料につきましては、歳出で説明しました介護予防事業・日常生活支援総合事業及び社会保障充実費の 23%、43 万 4000 円を

追加計上しました。

6 ページをお願いいたします。3 款 2 項国庫補助金 2 目地域支援介護予防事業交付金につきましては、歳出で説明しました介護予防事業・日常生活支援総合事業費の 25%分として 10 万円。3 目地域支援包括任意事業交付金につきましては、社会保障充実費の 38.5%分として 57 万 3000 円を追加計上するものです。

7 ページをお願いいたします。4 款 1 項 2 目支払基金交付金、介護交付金につきましては、歳出で説明しました介護予防事業・日常生活支援総合事業費の 27%分として 10 万 8000 円を追加計上しました。

8 ページをお願いいたします。5 款 3 項県補助金 1 目地域支援介護予防事業交付金につきましては、歳出で説明しました介護予防事業・日常生活支援総合事業費の 12.5%分として 5 万円。2 目地域支援包括任意事業交付金につきましては、社会保障充実費の 19.25%として 28 万 6000 円を追加計上しました。

9 ページをお願いいたします。7 款 1 項一般会計繰入金 2 目地域支援介護予防事業繰入金につきましては、歳出で説明しました介護予防事業・日常生活支援総合事業費の 12.5%分として 5 万円。3 目地域支援包括任意事業繰入金につきましては、社会保障充実費の 19.25%分として 28 万 7000 円を計上しました。

10 ページをお願いいたします。8 款 1 項 1 目繰越金につきましては、歳出で説明しました前年度の返還金の財源として、前年度繰越金 1471 万 3000 円を追加計上するものです。

戻っていただいて 1 ページ、2 ページの第 1 表及び 3 ページ、4 ページの事項別明細書は、これまでの説明の積み上げですので説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 55 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 13　議案第 56 号　令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 13、議案第 56 号令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 56 号についてご説明をいたします。

歳入歳出それぞれ 167 万 4000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 5483 万 3000 円とするものでございます。

提案の理由といたしましては、歳出につきまして、修繕費 167 万 4000 円の追加計上、また、建

設費の補償補填及び賠償金 267 万 4000 円を減額し、工事請負費に 267 万 4000 円を追加するものでございます。

歳入につきましては、繰入金 10 万 1000 円の減額と繰越金 177 万 5000 円を追加計上するものでございます。

慎重にご審議の上に、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。なお、詳細につきましては、水道課長から説明させます。水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

議案第 56 号令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明を加えます。

歳出からご説明しますので 7 ページをご覧ください。1 款 2 項 1 目排水費の 11 節需用費でございます。修繕費といたしまして、東彼杵クリーンセンター処理場の定期点検によります故障している機器の確認ができましたので、緊急な対応を要しまして修繕費を追加させていただいております。

8 ページをご覧ください。2 款 1 項 1 目下水道建設費ですが、15 節工事請負費に 264 万 7000 円を開削工事費として追加しておりますが、これは 22 節の保障補填及び賠償金におきまして、八反田地区の下水道工事に伴います水道管移設工事の補償費の方で、入札等によります執行残がでております。この資金については、補助事業対象の経費でございますので、事業費として減額した分につきましては、工事請負費の方に移しまして、工事費として消化をする予定にしています。

歳入の方をご説明いたします。5 ページをご覧ください。4 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1 節一般会計繰入金でございますけれども、これは次の 6 ページの繰越金を今回 177 万 5000 円、前年度繰越金でございますが追加をいたします。この関係で歳出で追加をさせていただいております 167 万 4000 円に対して、歳入の繰越金額の方が大きいため歳入超過分の 10 万 1000 円を一般会計繰入金から減額をいたします。

戻りまして、1 ページから 2 ページの第 1 表と 3 ページから 4 ページの事項別明細書につきましては、ただいま説明しましたものの積み上げでございますので、説明を省略させていただきます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 56 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第 14　議案第 57 号　平成 30 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件
日程第 15　議案第 58 号　平成 30 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 16　議案第 59 号　平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 17　議案第 60 号　平成 30 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 18　議案第 61 号　平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第 19　議案第 62 号　平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 20　議案第 63 号　平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 21　議案第 64 号　平成 30 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 22　議案第 65 号　平成 30 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件

○議長（吉永秀俊君）

日程第 14、議案 57 号平成 30 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第 15、議案第 58 号平成 30 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 16、議案第 59 号平成 30 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 17、議案第 60 号平成 30 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 18、議案第 61 号平成 30 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 19、議案第 62 号平成 30 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 20、議案第 63 号平成 30 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 21、議案第 64 号平成 30 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 22、議案第 65 号平成 30 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件、以上 9 議案を一括議題とします。会計別に説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それではご説明いたします。議案第 57 号から議案第 64 号まで、地方自治法第 233 条第 3 項及び第 5 項の規定により、平成 30 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算並びに特別会計の決算を、監査委員の意見並びに主要な成果に関する報告を添えて議会の認定に付するものでございます。この議案第 57 号から議案第 64 号までは会計管理者の方から詳細については説明をさせます。また、議案第 65 号平成 30 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件につきましては、同じく水道課長の方から詳細を説明をさせます。ご審議、ご決定、認定を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。会計管理者。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり会計管理者。

○会計管理者（森隆志君）

それでは町長に代わりまして説明いたします。町長からもありましたように水道事業会計を除く一般会計から特別会計全 8 会計の説明をいたします。

説明にあたりましては、まずはじめに、A4 サイズ 1 枚の横で提出しておりますけれども「平成 30 年度東彼杵町会計別決算の状況」、各会計別の「主要な施策の成果に関する報告書」8 冊です。及び監査委員から提出されております「平成 30 年度東彼杵町一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見書」によりご説明いたします。

まずはじめに A4 サイズ横 1 枚の「平成 30 年度東彼杵町会計別決算の状況」をご覧ください。

各会計別 2 段書きになっています。上段が平成 30 年度の決算です。下段が前年度の決算額です。なお、単位未満四捨五入の関係で「主要な施策の成果に関する報告書」の数字と一致しない部分もありますので、ご承知おきください。

まず一般会計では、歳入総額が 47 億 6813 万 8000 円、歳出総額が 46 億 1613 万円の決算で、差し引き 1 億 5200 万 8000 円が形式収支です。なお、翌年度への繰越財源 4638 万 3000 円を差し引いた実質収支は、対前年度比 22.7%増の 1 億 562 万 5000 円の実質収支となりました。

更に、この額から前年度の実質収支 8611 万 6000 円を引いた単年度収支は 1950 万 9000 円の黒字であります。更に、これに財政調整基金の利子加蓄 107 万 9000 円を加えた実質単年度収支も 2058 万 8000 円の黒字となりました。

次に国民健康保険事業特別会計ですが、歳入が 12 億 9625 万 2000 円、歳出が 12 億 6222 万 9000 円、差し引き残の実質収支は 3402 万 3000 円です。これから前年度の実質収支 6126 万 5000 円を差し引いた単年度収支は、2724 万 2000 円の赤字となっておりますけれども、今回は基金への積立金を行いました。4000 万円と 10 万 4000 円がありますので、実質単年度収支は 1286 万 2000 円の黒字に転じました。

次に介護保険事業特別会計です。歳入が 8 億 2273 万 4000 円、歳出が 7 億 9834 万 9000 円で、差し引き残 2438 万 5000 円。この実質収支から前年度の実質収支 2637 万 7000 円を差し引いた単年度収支は、199 万 2000 円の赤字です。しかしながら、基金への積立金 2841 万 9000 円ができましたので、実質単年度収支は 2642 万 7000 円の黒字となっております。

次に公共用地等取得造成事業特別会計です。平成 30 年度も財産売払収入等の実績はありません。歳入 35 万 6000 円、歳出 4 万 8000 円、差し引き 30 万 8000 円となりました。基金の利子 4 万 8000 円の積立がありましたので、会計的には 4 万 8000 円の黒字ということでございます。

次に農業集落排水事業特別会計は、歳入が 4287 万 2000 円、歳出が 4271 万円、実質収支は 16 万 2000 円となりました。単年度収支、実質単年度収支とも同じ額の 16 万 2000 円の黒字です。

次の漁業集落排水事業特別会計は、歳入が 864 万円、歳出が 775 万 2000 円で、翌年度への繰越財源 88 万 6000 円がありましたので、2000 円の実質収支、黒字となりました。

農業集落排水事業、漁業集落排水事業、それぞれ、前年度よりも施設の修繕費が増加した関係で、会計的には増加となっております。

次に公共下水道事業特別会計です。歳入が 2 億 8084 万 9000 円、歳出が 2 億 7907 万 2000 円、実質収支は 177 万 7000 円となりましたけれども、前年度の実質収支を引いた単年度収支、あるいは実質単年度収支とも 14 万 9000 円の赤字となっております。歳入、歳出とも、対前年度比は 14.5%の減でありますけれども、建設費に関わります補助事業割当の減が主な影響であります。

最後の後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入 1 億 1088 万 9000 円に対し、歳出 1 億 991 万 3000 円で、差し引き残が 97 万 6000 円であります。前年度の実質収支 119 万 2000 円を差し引いた単年度収支並びに実質単年度収支は 21 万 6000 円の赤字となりました。

以上、一般会計並びに 7 特別会計合わせました全会計の合計は、歳入が 73 億 3073 万円に対し、歳出は 71 億 1620 万 3000 円となりまして、差し引き残の形式収支は対前年度比としましては 6.1%増であります 2 億 1452 万 7000 円となりました。

なお、全会計の繰越財源としましては、一般会計と漁業集落排水事業にありましたので、4726 万 9000 円が繰越財源であります。実質収支は、トータルの 1 億 6725 万 8000 円。これから単年度実質収支 1 億 7718 万 4000 円を差し引いた単年度収支は、992 万 6000 円の赤字となりました。しかしながら、全会計を見た時に積立金がございましたので、実質単年度収支、一番右の端の数字は、5972

万 4000 円の黒字。前年としますと 4 倍近くの増加があっております。黒字ということで決算がなっております。

続きまして、各会計ごとに、主な内容について説明いたします。

まず、一般会計につきましては、一般会計の主要な施策の成果に関する報告書で若干の説明を加えます。

まず、一般会計の主要な施策の成果に関する報告書、137 ページをお願いいたします。第 19 表で科目別決算推移状況の歳入でございます。一番右側の列が平成 30 年度でございます。

構成比の大きいものとして、一番上の町税の 7 億 8322 万 3000 円で 16.4%、対前年度比の増でございます。構成比の大きいものが、地方交付税。中段の 19 億 3278 万 2000 円、構成比 40.5%ですが、対前年比よりは減でございます。下段の方にありますが、国庫支出金が 4 億 4304 万 8000 円、9.3%、これは対前年比の減でございます。県支出金が 5 億 6452 万 1000 円、対前年比は増でございます。一番下にありますが、町債が 2 億 7302 万 5000 円、5.7%、これについては対前年比減でございます。大まかな 5 つが主な構成比になっておりまして、国庫支出金の減や繰入金の減がありますが、トータルでは、対前年比 3 億 3396 万 6000 円、対前年度比減となっています。47 億 6800 万円という結果となっております。

次に、戻りまして 136 ページをお願いいたします。第 18 表に、町税の税目別決算推移状況を掲げております。一番右端が平成 30 年度です。1 番の町民税は、対前年比 2874 万 6000 円、9.8%の増となっています。個人所得につきましては、中段にあります個人所得割 2 億 4000 万円ありますけれど、これは 153 万 6000 円の微増となっております。法人税割が、対前年度比 2727 万 7000 円の大きな伸びとなっております。トータルで、町民税につきましては、微増でございます。2 番目の固定資産税については、評価替えの影響もありまして、土地は減になっております。同じく家屋、償却資産とも減となっておりまして、全体では 1364 万 2000 円の減、3.4%の減となりました。これが町税の状況でございます。

戻りまして、121 ページをお願いいたします。121 ページについては、グラフが 2 つありまして、円グラフの方が自主財源と依存財源につきまして表現をしております。下の第 1 図円グラフでございますけれども、自主財源につきましては、町税、基金の繰入金とか繰越金等、約 27.8%。依存財源が、地方交付税、国・県支出金、町債等の 72.2%となっています。自主財源は、前年度より 1 億 4728 万 4000 円減で、構成割合が 1.1%低くなっている理由は、繰入金が相当するものでございます。

次に 123 ページをお願いします。123 ページには第 7 表地方交付税の推移を表しておりますけれども、これが依存財源の主たるものでございます。対前年度比としまして 4040 万 2000 円の減となりました。普通交付税は減、特別交付税は若干の増でございます。

123 ページの上の方に減の要因が書いてありますけれども、単位費用が減額されたとか地域経済・雇用対策費の財政需要額の減、これらのものが理由となりまして、財政需要額が減となった関係で、普通交付税も減ということで、約 2.6%の減少が見られております。

次に、123 ページの中段に書いておりますけれども、9 番国庫支出金は、これについては文書に書いてあるとおりであります。4 億 4304 万 8000 円で、対前年度比 1 億 5347 万 3000 円の減となりました。これは、補助事業の太ノ浦周辺用水対策事業補助金の減。書いてありますように、臨時福

祉給付金補助金の皆減等が影響しております。

次に 124 ページ、 11 番の県支出金でございます。これにつきましては国庫と逆でありまして、5 億 6452 万 1000 円で対前年度比 8169 万円の増となります。内容は、書いてありますように強い農業づくり交付金事業補助金 1 億 1058 万 1000 円の皆増によるものが主でございます。

なお、扶助費に対する県支出金の内訳は、129 ページの第 12 表のとおりです。129 ページには、扶助費の決算あるいは財源の内訳を書いております。これについては県支出金の割り当てがあっておりますので、このような状況でございます。同じく県支出金でも 129 ページの扶助費と合わせまして、145 ページ、一番最後でございますけれども、これは普通建設事業費の状況であります。補助事業、単独事業ありますけれど、県支出金が割り当てられた補助事業について主なものを列記をしております。後で一読ください。

次に、戻りまして 124 ページ、真ん中の方に 13 番の寄附金がございます。これは、決算が 1 億 1797 万 4000 円となっております。前年度としますと大幅な増でございます。書いてありますようにふるさとまちづくり応援寄附金、あるいは町営バス事業寄附金 865 万 4000 円の皆増ということでございます。

次に、125 ページ上の方の 17 番町債は、決算額が 2 億 7302 万 5000 円です。対前年度比 8088 万 3000 円の減となっております。主な要因として、書いてありますように防災情報伝達システム構築費 8430 万円の減、光情報基盤整備事業の 4890 万円の皆減、これが町債の大きな減の要因でございます。

次に歳出を説明いたします。138 ページをお願いいたします。歳出の中身で、138 ページ第 20 表、性質別決算推移状況があります。1 番の人件費から 6 番の公債費までの一番右の列の小計が、32 億 5020 万 3000 円となっております。歳出に占める割合が約 70.4%です。主に、これは義務的経費、経常的経費が含まれております。70%が 1 番から 6 番の状況でございます。

前年度からしますと公債費をはじめ、すべての費目が減となっておりますけれども、1 から 6 の小計は、1 億 839 万 8000 円減少しています。

それから投資的経費ということで、7 番の普通建設事業費、8 番の災害復旧事業費、合わせて小計としまして 6 億 1269 万 5000 円で、歳出構成比 13.3%でございます。先ほど申しましたように、補助事業の減がございましたので、合わせまして 7 と 8 の小計では、約 30.0%程度の対前年度比の減となっております。30%ということは 2 億 6300 万円程度の減少を見ております。

次に、ページを戻っていただきまして 134 ページをお願いします。134 ページの第 16 表、積立金の状況でございます。いくらかの積立金の基金がございますけれども、ふるさと創生事業基金、中段です。あるいは下水道事業基金、これについては、30 年度も一定の積立は行いましたけれども、それ以上に取り崩しが大きいものがございます。そういう関係で、基金全体としましては、全体残高は最後に書いておりますけれども 17 億 4980 万 9000 円となり、前年度からしますと 1538 万 5000 円の減少を見ております。

同じページの 10 番投資及び出資金・貸付金、11 番繰出金につきましては、134 ページから 135 ページに内容を記載していますので、後ほどご確認をお願いします。

なお、主要な施策の成果に関する報告書の 120 ページ以降に、決算の状況については詳細に記載しておりますのでご参照ください。

次に、監査委員さんの決算審査意見書をご覧ください。これについては、5 ページから各会計別の決算状況についての審査の報告があっております。なお、6 ページを開いてもらいますと、第 4 表の実質収支比率が書いてありますけれども、3.6%でございます。実質収支を標準財政規模で割った比率でございます。対前年度比よりは上昇しております。

第 5 表には、財政構造の弾力性を判断するための経常収支比率は 84.6%、対前年度より緩和されております。同じく第 5 表の実質公債費比率は、収入に対する借金の比率であります。12.9%となっています。対前年度からしますと若干の増となっております。これらの比率に基づいた監査意見書については、後でご覧いただきたいと思います。以上が一般会計の説明でございます。

次に、特別会計について主要な施策の成果を基にしまして説明を加えたいと思います。

国民健康保険事業特別会計を説明します。主要な施策の成果、国民健康保険事業会計では、3 ページから 6 ページに決算の状況を記載しております。

まず、国保の 3 ページの主要な成果でございます。

国民健康保険税については、詳しく 4 ページの方に記載しております。4 ページに保険税を書いておりますけれど、平成 30 年度も税率改定はありませんでした。保険税収入額は 2 億 234 万 4000 円、対前年度比 1.7 %減となりました。滞納繰越分と長期未納者の固定化等で、文章で書いてありますように 3363 万 1000 円の収入未済額、合わせまして 309 万円の不納欠損が生じております。収納率は 84.64%となっております。

戻って 3 ページの第 1 表では、前年度比に対して、国庫支出金等の状況が書いてあります。国庫支出金がゼロになっております。皆減でございます。それと合わせまして、繰入金を若干の減でございますが、制度改正により県の意向がございましたので、県支出金、県からもらうお金が 8 億 5073 万 4000 円の増となっております。。

3 ページの下の表については、歳出のことを書いております。歳出については、2 番の保険給付費が対前年度比 3122 万 7000 円の増となりました。また、制度改正によりまして、県へ納める納付金が 2 億 7590 万 6000 円、30 年度から皆増しております。なお、歳出全体では 1 億 4100 万 3000 円、約 10%の減という決算となりました。

なお、医療費のいくらかの支出の伸びがあっておりますけれども、県からの特別交付金の交付によりまして、財政調整基金に久方ぶりに 4000 万円ほどの積み増しをすることができました。そのことについては 4 ページの第 2 表に書いております。

その他、国保事業の実績につきましては、7 ページ以降に記載していますので、後ほどご覧ください。

次に介護保険事業特別会計でございます。成果に関する報告書の 3 ページから 7 ページに決算の内容を記載しています。まず、2 ページの第 1 表でございます。介護保険事業の歳入総額に対する主な割合について説明します。1 番上段の介護保険料が、約 1 億 7187 万円の決算でありまして、20.9%の構成比であります。次に大きいのが、国庫支出金 2 億 348 万円の 24.7%。次に支払基金交付金 1 億 9732 万円 24.0%。次に大きいのが、県支出金 1 億 887 万円の 13.2%。次に繰入金 1 億 1054 万 8000 円の 13.4%という構成になっています。

歳出につきましては、4 ページから 5 ページに文章と表で記載していますが、5 ページ第 3 表には、主な介護保険の状況でございます。一番下に書いておりますけれども、保険給付費の決算額が

6億8912万6000円の決算となっております。主に3つの構成があります。一番上の方が在宅サービス。これが全体の39.9%、約4割程度、在宅サービス費が2億7494万円の決算でございます。地域密着型サービス、主にグループホーム等の経費でございます。これが15.44%、1億639万円程度の決算でございます。施設サービス、入所されている方のサービス34.9%、2億4067万円の決算となっております。これらが主な決算の内容でございます。

また、地域支援事業費の実績は6ページの第4表に詳しく掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。以上が介護保険事業の主な説明でございます。

次に公共用地等取得造成事業特別会計ですが、事業の実績はございません。土地開発基金利子加蓄の4万8000円のみの支出となっています。

次に農業集落排水事業特別会計。主要な施策の成果に関する報告書の3ページをお願いいたします。3ページには表が2つありますけれども、まず上の表で、決算収支の内訳と書いてありますが、主な内容は、一般会計からの繰入金、繰入金が2つあると思います。真ん中の方に2675万7000円、これは営業外の繰入金。資本的なものへの繰入金が568万6000円、合わせまして3244万3000円で、歳入総額の75.7%が一般会計からの繰入金で賄われております。実質的な財源としましては、この会計の料金収入でございます。一番上の方にありますけれど、689万2000千円で約16.1%。これが料金収入であります。

歳入全体では4200万円程度ありますけれど、対前年度では増となっております。なお、使用料の方では、決算書に9000円程度の収入未済額を生じております。

次に、同じ表の4の1の支出の状況でございます。償還金利息、あるいは償還金元金と2つありますけれど、合わせまして2675万7000円で、歳出の約63.0%を占めております。63.0%の借金返済でありますけれど、その中で次に多いのが、運営費785万4000円。真ん中にありますけれど、運営費、これが主なものであります。なお、資本的支出の方で、今回決算がありました建設改良費が801万7000円皆増しております。主に施設の修繕費等になっております。

4ページ以降は事業実績を詳細に記載しておりますので、後ほどご覧ください。

次に漁業集落排水事業特別会計。主要な施策の成果に関する報告書で説明します。同じく3ページをお願いいたします。先ほどと同じ説明内容になるかと思いますけれど、歳入の主なものは一般会計からの繰入金、2つあります。339万円の営業外、143万6000円の資本的収入、合わせまして482万6000円で、歳入の56.0%。これが一般会計からの繰入金の決算です。一番上の方には料金収入260万5000円。これが約30.0%構成比でありまして、依存財源に多い状況となっております。

また、右側になります歳出総額は775万2000円で、運営費が273万9000円です。建設改良費が159万9000円皆増しております。償還金と利息、合わせまして339万円で、全体の約44.0%を占めています。同じように4ページ以降に事業実績を詳しく書いておりますので後でご覧ください。。

続きまして、公共下水道事業特別会計でございます。主要な施策の成果に関する報告書の4ページをお願いいたします。4ページ、先ほどと同じ表がありますが、歳入総額は2億8084万9000円で、対前年度比4776万3000円の減です。歳入の主なものは、一般会計からの繰入金。営業外収益1億2547万円と資本的収入の1352万4000円、合わせまして1億3899万4000円です。国庫負担金3460万円並びに町債5260万円、事業がらみの国庫と町債の収入があっております。

なお、決算書に書いてありますけれど、使用料で42万3000円、また負担金で204万3000円の

収入未済額が生じております。

同じ4ページの表の歳出につきましては、一番下段の一番下に書いてありますけれど、建設改良費が1億1085万6000円がありまして、これが歳入の40.0%を占めております。

なお、償還金利息、償還金元金合わせまして1億1285万6000円。約40.0%を超える償還金の決算となっております。歳出総額は、対前年度比4761万4000円の減となっております。補助事業の割り当てが少なかったということで、決算の減ということであります。

6ページ以降には先ほどと同じく事業実績の詳細を記載しておりますので、後ほどご覧ください。

最後に、後期高齢者医療特別会計についても、主要な施策の成果に関する報告書の3ページをお願いいたします。第2表のとおり歳入の決算状況は書いております。被保険者から徴収しました保険料6317万8200円、それと、下の方に一般会計からの繰入金3977万5705円、この2つが歳入の主なものです。

歳入総額は、対前年度比3.1%、329万6000円の増となっております。

一方、第3表 歳出につきましては、長崎県後期高齢者医療広域連合への納付金が1億109万9000円で、約92.0%の構成比でその大部分を占めております。対前年度としますと、トータルで351万1000円の増となっております。

なお、この成果表の6ページ以降には保健事業等の概要を記載しておりますので、後でご覧いただきたいと思います。

以上が決算概要のおおまかな説明でしたが、決算審査意見書の総括意見の中で、監査委員よりご指摘をいただいておりますことは真摯に受け止めまして、更に事務処理の適正な執行に努めていきたいと思います。

以上、一般会計並びに各特別会計の決算概要についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、然るべきご決定を賜わりますようよろしくお願い申し上げます。終わります。

○議長（吉永秀俊君）

次に、町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

議案第65号平成30年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件につきまして、決算資料を基にご説明をさせていただきます。

まず前段で、上水道事業は、平成29年度から公営企業法を適用しておりますので、決算書については公営企業法の第48条決算報告書等の様式及び第49条キャッシュフロー決算書等の様式に定められた様式と内容で作成しております。

それでは、まず決算書及び付属書類の1ページをご覧ください。1ページと2ページです。収益的収支を記載しております。収入総額が、決算額の方ですが、2億7556万555円。営業収益の方は、料金収入、加入金収入等になります。営業外収益につきましては、他会計負担金、長期前受金戻入等で構成されております。下段の支出総額でございます、2億2915万4942円。営業費用は、浄水場等の運営費、水道管の管理費、人件費事務費等の総係費、減価償却費、資産減耗費等で構成されます。営業外費用は、企業債償還利息等になります。

3ページをご覧ください。3ページは資本的収支になります。上段が収入ですけれども、これも決算額でご説明しますが、収入総額892万2960円。資本的収入については、工事負担金、補償金、

企業債等。すみません、今年度は企業債はございませんので、工事負担金と補償金で構成されます。

支出でございますが、4322 万 6290 円、建設改良費と固定資産購入費。固定資産購入費はメーター器でありますとか、機械類の購入費です。そして、企業債の元金償還金、基金繰入金、基金積立等で構成されます。4 ページの下の方で説明しておりますが、資本的収支につきましては、収支の不足額 3430 万 3330 円が発生いたします。これの補てん方法について記載をしています。まず過年度分の損益勘定留保資金 734 万 3836 円、当年度分の消費税資本的収支調整額 72 万 5020 円。そして、当年度分の損益勘定留保資金 2623 万 4474 円で補てんしていることを記載させていただいております。

ちなみに、この決算報告書は、消費税込みの表示の様式となります。この決算報告書の詳細につきましては、25 ページから収益費用明細書及び資本的収支明細書を添付しております。ただ、この明細書につきましては、消費税抜きの様式となりますので、決算報告書と一致しない金額欄がございますのでご承知おきください。

戻りまして、5 ページをご覧ください。5 ページは平成 30 年度東彼杵町水道事業損益計算書を掲載しております。これは一般的に PL と呼ばれる様式でございます。消費税抜きの表示になります。損益計算書は、4 月 1 日から 3 月 31 日まで 1 年間における水道事業、営業収益になります。この水道事業収益がどのようなものから生み出されたかを表現しております。そのため、預かり金であります消費税は含めずに表示しております。5 ページから営業収益は純然たる水道事業の営業活動における料金収入。それと水を供給するために掛かった費用、営業費用ですね。これに合わせて本町が保有しております資産の減価償却費や資材等の減耗費などの差し引きを行いまして、中段の 7319 万 3876 円が営業利益として赤字を示しております。そして、営業外収支は、収入が他会計負担金と長期前受金戻入等で構成されます。支出が、企業債の償還利息、雑支出等で構成されます。これの差し引きが 1 億 2230 万 7915 円の黒字であります。この営業外収支の合計として経常利益は、4911 万 4039 円という結果でした。

6 ページになりますけれど、今年度は特別利益、特別損失は計上しておりませんので、当年度の未処分利益剰余金も同額の 4911 万 4039 円となります。この 6 ページの当年度未処分利益剰余金につきましては、11 ページに剰余金の処分計算書がありますのでご覧ください。未処分利益剰余金が生じた場合の処分方法については、条例、水道事業の剰余金の処分等に関する条例に定めるところによりまして、減債積立金に 20 分の 1、利益積立金に 20 分の 18、建設改良積立金に 20 分の 1 で割りふるということで定められておりますので、これに基づいて、この未処分利益剰余金につきましては、処分を行うこととしております。

戻りまして、7 ページをご覧いただきたいと思います。7 ページは貸借対照表になります。一般的にバランスシートと呼ばれております。これは年間の集計表ではございませんで、平成 31 年 3 月 31 日、末日現在の上水道事業が保有する財産を総括的に表示したものになります。これも消費税抜きの表示になります。

まず、7 ページが資産を表しますが、固定資産の計が 26 億 2209 万 9946 円でございます。流動資産の合計が 1 億 5961 万 1491 円で、資産の合計は 27 億 8171 万 1437 円でございます。ちなみに、7 ページの流動資産の方に未収金がございますが、3 月末時点では 4 月納付分の水道料金が口座引き落としや納付されていない時期に決算を迎えますので 1378 万 8092 円となっていますが、これはこ

のまだ引き落としされておりません 4 月納付分の料金も含まれておりますので、全額が滞納額ではございませんので申し添えておきます。

8 ページをご覧ください。上段に負債を示しております。固定と流動、負債がありますが、流動負債については、1 年間の内に返済期間を迎える企業債や未払金等になります。負債の合計は 23 億 9285 万 9291 円でございます。下段に資本を示しております。資本金、剰余金の合計で 3 億 8885 万 2146 円になります。結果としてバランスシートの右側、負債資本の合計は、先ほど左側の資産の部で説明しました合計額であります 27 億 8171 万 1437 円ということです。同額となりますので、左側 7 ページの資産の構成をしている負債と資本については 8 ページで作り出しているという形でご覧いただければいいかと思います。

続きまして、12 ページからが水道事業の報告書になります。総括事項の上段に記載しておりますが、町内の人口当たりの給水率でございますが、現在のところ 98.48%の給水率となっております。その他のところは後ほど説明するところとかぶりますので割愛します。

13 ページをご覧ください。13 ページには建設改良工事の概要として実施をいたしました町道工事を起因いたします布設工事 2 件、公共下水道工事起因の移設工事が 1 件、単独の改良工事を 1 件、保存工事といたしまして量水器取替工事の実績を記載をしています。

14 ページをご覧ください。14 ページの業務量の欄ですが、有収率をこの最下段のところに記載をしております。前年度比で 4.4%上昇した 77.8%という結果となっています。有収率でございますけれども、これは配水地から送り出した水に対して、料金収入の対象となった水の比率となります。この差分の 22.2%は、各家庭のメーター器を通過していない水になります。例を挙げますと、消火栓や工事の際に行います配管洗浄のための捨て水、断水の時に町が行う給水活動で使用した水がいくらかございますが、この 22.2%の大半は漏水により無駄になった水ということになります。

今後もこの有収率の向上のために老朽管更新等を行いまして、経費削減に努めていきたいと思っております。

15 ページには重要な契約の状況、そして、16 ページには企業債、基金の概況を記載しておりますので、後ほどご覧ください。

17 ページでございます。水道事業会計のキャッシュフロー計算書を記載をしております。これは、通常の水道業務、営業活動における資金の収支でございます。まず、このキャッシュフロー計算書は、4 月 1 日から 3 月 31 日まで 1 年間の中でどのような現金の動きがあったかということを示しております。

まず、業務活動におけるキャッシュフローは、水道業務による通常の営業活動の収支です。この合計が 9591 万 4673 円でございました。2 番目の投資活動によりますキャッシュフローでございますけれども、これは固定資産の取得によります収支でございますとか、売却、補助金、補償金等の受け入れによる資金の収支で、合計が 832 万 4819 円の損益が出ております。

18 ページの財務活動によるキャッシュフローは、増資、減資等による収支や、企業債等による資金調達、返済による資金の収支でございます。3341 万 831 円の損失。結果として期末の現金残高は、7 ページの貸借対照表にも現金額として記載をしておりますが、期末残高が 1 億 4268 万 6553 円となっております。以降のページは固定資産の明細ですとか企業債の明細を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

決算審査意見書の後に決算資料として付けておりますけれど、これはあくまでも決算審査に提出した資料となっておりますので、参考資料として添付をさせていただいております。説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

ここで滝川代表監査委員出席のため暫時休憩します。

暫時休憩（午後 2 時 44 分）

再　　開（午後 2 時 45 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、質疑を行います。

はじめに、議案第 57 号の質疑を行います。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

審査意見書の 2 ページ、決算書でいけば 205 ページであります。10 款 3 項 2 目扶助費の中の東彼杵中制服等給付費、これが総括意見の②項で書かれてあって、この件について滝川監査委員の説明を聞きたい。ちょっと読みます。中学校統合に向けて扶助費により、在校生の制服代が 675 万 3000 円支出されているが、単価契約もなく請求書により支出負担行為兼支出命令書で処理されていた。他の契約の前例とならないよう注意されたい。これは、全く請求書とか見積書とかなくて、いきなり制服が来て業者さんから金額請求書が来たという解釈でよろしいんでしょうか。間違っていたら補足説明をお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

滝川代表監査委員。

○代表監査委員（滝川キミ江君）

ご指摘のとおりでございます。請求書をもって支出をされておりましたので、ここに書いてありますとおり単価契約もなく支出をされていたということでございます。670 万円という高額でございましたので、単価契約など結んでいただいて支出の際に単価契約があったということを支出を兼書でもってされていれば何も問題なかったかと解釈をし、理解をしたところです。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

もう 1 つだけ教えてください。業者さんはいくつあったんですか、1 業者さんだったのか、業者さんの数を教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

滝川代表監査委員。

○代表監査委員（滝川キミ江君）

名前は記憶していませんけれども、4 社でもって衣料組合ということで支出されておりました。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

この業者さん、4 社の方は町内の方でしょうか町外の方でしょうか、内訳を教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

滝川代表監査委員。

○代表監査委員（滝川キミ江君）

町内の方ばかりでございます。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

同じところの、意見書の 2 ページ①と③についてお聞きいたします。①は流用を受けているにも関わらず、その流用よりも不用額が多いという節が 13 か所あった。このことは同一節に複数の担当者が関わっていることが原因と考えられるで、担当者間で連携を図り、節内流用ができるよう検討されたい。これを指摘をされております。やはり、13 個というのは好ましくないというところで指摘をされたと思います。特に、もう少し考えた方が良いというところがあったら私どもに教えていただきたいと思います。

③なんですが、書いてあるとおり、積立金と繰越金で、全く性質が違うものですから、きちんとした仕分けをするようにということで検討を願いたいと書いてありますが、指導すべきではないのかなと感じがしますが、検討を願いたいで良いのですか。どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

滝川代表監査委員。

○代表監査委員（滝川キミ江君）

①についてでございますが、どの部分がというのは、13 個ありましたので。全てが流用額よりも不用額が多かったということで指摘をさせていただいています。本来、同じ節で流用額よりも不用額が多いということは考えられないと思うところでございます。ただ、担当者の方とお話をした段階で、予算要求の時に、事業別で細節でもって予算要求をされているのではないか。担当者が、同じ節の中に何人もおられて、自分が要求した金額に不足を生じたからよその節から流用をしたとう現象になっているのではないかと思うんです。節は一緒の課と思いますので、同じ課の中で職員同士が連携を取り合っていただいて流用をしていただける。節内流用で済むようであればしていただきたい。結果から見て節内流用が可能であった額ということでございますので、そのように検討をいただきたいということでご指摘をさせていただきました。

③番目でございますが、むすびに検討願いたい、検討してくださいとあります。それぞれの町のやり方もあろうかと思います。これは中にもありますように、繰越金として残したいという町の方針でありましたので、その予算の編成と執行ということについての整合性ではどうかということです。せっかく、補正で、それも専決補正で予算を取ったにも関わらずその金額の繰り出しをしていなかったということでいかがなものか。そういった事務処理のところ、予算のあり方、執行のあり方ということでご検討いただきたいということでご意見申し上げております。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

それでは総務課長にお伺いして良いですか、税財政課長に聞いた方が良いのか。

①のところなんですが、逆に、流用する必要はなかったのではないかなとなるわけですよね。流用して不必要だったということは流用する必要がなかったのではないかということになるわけです。そういうところは、チェックというのはしないのですか、どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私が知っている範囲でお答えします。先ほどありましたように、同じ課の中で細節というように分かれているんです、予算が。予算要求する時にですね。それぞれの担当者が要求していたものですから自分たちの中で、個々係の中でも分かれて予算がなくなったので流用をしたと。しかし、森議員がおっしゃるように残っていたと、他の細節のところが。

だから、今後は、今指摘を受けておりますので、今年の予算からでもそうですけど、そういう感じで、先ずは節間流用で済むところはしたいと。逆に逆流用となるところもあるんですよ。お金はあるのによそから持ってきたというように。ですから、ご指摘があったように今後は十分、細節ではなく節間で、課で、係で十分調整をするように、今、指導をしております。副町長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり副町長。

○副町長（三根貞彦君）

代わってご説明申し上げます。①の件でございますけれども、例えば総務課で庁舎管理がございます。2-1-1-5 です。財産管理のところがございますけれど、それと税財政課で普通財産管理費、同じ目を使っております。課も違いますし、まあ課内で事業を分けているところもあるんですけど。そういった形で、例えば、総務課で使える金額、税財政課で使える金額というのが、元々1 つの中に入っているものですから、ここの別々にしか管理ができていないんです。例えば、この額しか税財政課で見れないものですから、予算がないなということで流用を掛けて、でも庁舎管理の中では金が余っていたといったところで安易に流用してしまったという状況でございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にございませんか。10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

今のは、それを防ぐには、情報交換をしながらしないと同じようなことが起きるのではないかと思いますが、どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今後、同じようなことが起こらないように、税財政課で予算を出す時にチェックをする。昔は財政係に一本に集中して全部集ってきていてそういうことが防げたんですけど、今はばらばらに自分

たちでするようになっているもんですから、今後は支出をする時に、税財政課の方で十分チェックをして、そういう事態が起こらないようにしたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。③について町長に代わり副町長。

○副町長（三根貞彦君）

③について、まずお詫び申し上げなければいけないと思っております。まず予算ですけれども、収支は一緒なんです、歳入も歳出も同額にならなければいけないんです。まず、専決補正に何をするかというと、歳出で余った、不用になった分を調整するために落としていきます。どうしても歳入が多くなるわけです。歳入を落とせば良いんですけれども、税で落とせば良いんですが、担当に聞いたら 12 月補正で税を上げた。上げた額よりも実際の税収額が多かった。税を落とすのはおかしいということで、歳出の積立金を落とさないで、逆に上げて、予算上の収支が合うようにしてしまったということなんです。ですから、特に専決補正ですので、積立額の補正をお願いしていますので、そこだけして歳入歳出一緒にするために税を落とせば良かったのですけれど、それをそのまま積立額で調整をしてしまったということでこういった現象が発生してしまったということです。今後は、予算の作り方は、税で調整をさせていただくということで内部で検討いたしております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にございませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

議案第 57 号に対する質疑がないようですので、これで議案第 57 号の質疑を終わります。

○――△――

議長。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

これは監査委員さんだけではなく町長にも質問ができるのですか、今の議案は。

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 2 時 59 分）

再　　開（午後 2 時 59 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

町長に質問します。2 項目説明させていただきます。

1点は決算書の163ページ、町ふるさと交流センター補助金です。答弁は後でよろしくお願いします。

163ページ、7款1項3目19節負担金補助及び交付金、町ふるさと交流センター補助金629万円計上されております。これは前渡邉町長の肝いりによって平成28年度に創設された町ふるさと交流センター事業でございます。その際に前町長は、近い将来、独立採算制で運営できることを目標とするということで高らかに謳っておられました。平成28年度当初は約291万円、平成29年度は598万円、今年度は629万円の町税が投入されております。町長にお伺いしたいのは、独立採算が近い将来できる見込があるのかどうか。なければ、これは非常に町として大きなお荷物、負の財産と言わざるを得ません。費用対効果は、ふるさと交流センターによって、非常に町の活性化、まちづくりが大いに貢献しているということであれば、629万円の町税を投入して費用対効果があるとすれば私は良いと思うんですけれども、事業内容が、例えば、29年度はどういう事業をされたのか、30年度どういう事業をされたのか、その事業によってどのくらい収入があったのか、独立採算するのであればです。その辺のところが私たちによく見えてこない。その辺のところを説明をいただきたい。

2つ目の質問です。道の駅物産館165ページです。7款1項4目15節工事請負費、物産館エアコン取替工事498万9600円が計上されております。この支出を算出された規則、契約書の根拠はどこにあるのか。私も契約書を持ってきました、当時の。ここに物産館の契約書とか品物をやることとかの契約書がここにあります。そこからいくと、どうしてもこの物産館エアコン取替工事を支出する根拠が見えてこない。もし、これを入れている根拠があったとしたら、当然498万9600円が、家賃額に相当、計算すると家賃額は、増築された部分があるので13万円ではなくてもうちょっと上がっていると思いますけれども、それで割ると結構な期間の家賃相当額になってくる。だから、その時に不動産鑑定士に、家賃が、この分が反映されていれば私は良いと思うんですけども、そうではなくで箱ものだけ。エアコンとか、この前は冷凍庫も替えたことがあると思うんですよ。そういうものをどんどん投入していくと、どうも、私はこの家賃とこの契約書の合理性がないように思います。根拠もない。こういうところの2点、町ふるさと交流センター、先ほど質問しました件。物産館取替工事の件、この2つについて町長にお伺いしないと、担当課長では荷が重いかと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

ふるさと交流センターの件は、成果報告書の75ページに書いております事業、イギリス人観光客インバウンドとかです。すぐに独立採算ができるのか答えなさいと言われれば、私は無理だと思っております、実際。ただ、地域協力隊でここに来られて、そのままここに居ていただいて、方法として今検討しているのがふるさと納税の事務を、皆で検討しなければいけないんですけど、数%の手数料などを、今1億円ぐらいで伸びが来ていますから。その辺で少しどうにかできないかなと思うのと、道の駅が改修されまして、今資料館にいらっしゃいますけど、表に、情報センターの方に出てきてもらうように計画をしているんです。これは議会で小国町に視察に参りましたね、そういう感じで、観光の紹介とかパンフレットとかを置いて、また鯨料理などの紹介もです。そういう

構想を持っています。今度、新しくできた段階でもっと検討をさせていただきたい。確かに、おっしゃるように2、3年の内にすぐ独立採算というのは、ちょっと無理です。

道の駅の件ですけど、確かに、家賃割りでは非常に無理です。出てこないですね、家賃が、金額とすれば。契約の中に規定もありません。ただ、申し上げますのは、これ決算ですので、予算計上で、規則も条例もない時にはする時もあるんです。例えば、農協にしました補助、茶工場、3000万円ぐらい投入しましたね。あれは、農林の補助の規定の枠外だったんですよ。これは前もそうでしたけど。とにかく、予算計上で決まりがなくて、皆さんが議決していただいた方法というのも取れるかと思うんです。予算を、私もいましたから可決をして出しております。だから、今おかしいと言われても、議会の承認をして出しているから、予算計上額です。農協のお茶のラインも、日本一にかなり貢献をしたとおっしゃっていただいているんですよ。茶工場の35kgラインです。そういう少なく、良いお茶を作る。そういう感じで、予算計上の決まりがない時には、皆さんの承認。もし、私が提案して議会で駄目だとなればそれで終わりです。ただ、決算に上がってきたということは、予算も決定をしていただいたということです。おっしゃるように、家賃割りでもあれは出ておりません。契約の中にもありませんでした。そういう感じで承認をいただいたということです。30年度ですから私が言うのもなんですけど、申し訳ないような気がするんですけど。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

町長が言われたとおり、私たちも予算書で認めましたからそれを執行したと思うんですけど、来年度予算にも反映してくることなんですよ、決算をしっかりやるということは。私は、他に事業をされている方がおられますよね、何とかストアとか何とか販売店。道の駅で物産館をされている方もひとつの株式会社、一個人商店みたいなものだと私は捉えているんです。道の駅という大義名分はあるんです。しかしながら、ひとつの大きな個人商店。である個人商店に特別な計らい、冷凍庫とか、冷蔵庫など、契約書にもないものをやるというのは非常に不公平感があると私自身は思っています。だから、今回は決算書ですから私たちも予算を認めましたからあれなんですけど。次年度は契約書なども含めて、家賃設定も含めて不動産鑑定士などもしっかりもう一回とっていただいて、本当に今の家賃で、家賃は契約書で決まっていますから、10年間という契約がありますから変更はできませんけれども、今度はそういったところも踏まえてしっかりやっていただきたいなと思います。この点、町長の、いますぐとはいかないでしょうが、次回、次年度の計画とか予算書などをどういうふうに捉えておられるかお考えを聞かせてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

やはりそういうご指摘が議会から上がれば、検討して、まず道の駅とも協議をしなければいけないし、おまけに個人商店と違うところは、公設民営だというところで、前も町長もおっしゃっていましたけど、農家の方も300人ぐらい関連の方がいらっしゃるものですから、品物を出していただいて、生きがいも感じておられる方もいらっしゃいますので、そういうことも含めて、総合的に不動産の鑑定もそうですけど、今後、十分検討を私はしていきたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

それではこれで議案第57号に対する質疑を終わります。

それでは、次に議案第58号から議案第64号までの質疑を一括して行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いいたします。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで議案第58号から議案第64号までの質疑を終わります。

それでは、次に議案第65号の質疑を行います。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで議案第65号の質疑を終わります。

お諮りします。本案については、議長と議選の監査委員である立山議員を除く9名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託して審査をすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、本案については、議長と立山議員を除く9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託して審査をすることに決定しました。

ここで、決算審査特別委員会の名簿配布及び滝川代表監査委員退席のため暫時休憩します。

暫時休憩（午後3時12分）

再　　開（午後3時13分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって決算審査特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

この後休憩をいたしますので、委員会条例第8条第2項の規定によって委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をしていただきます。

暫時休憩します。

暫時休憩（午後3時14分）

再　　開（午後3時22分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま委員長、副委員長が選出されましたので発表いたします。

決算審査特別委員会の委員長に浪瀬真吾君、副委員長に口木俊二君に決定をいたしました。

ここで暫時休憩をします。

暫時休憩（午後 3 時 23 分）

再　　開（午後 3 時 32 分）

日程第 23　議案第 66 号　東彼杵町農業委員会委員の任命について

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 23、議案第 66 号東彼杵町農業委員会委員の任命についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 66 号東彼杵町農業委員会委員の任命についてをご説明いたします。

任命をする者の住所氏名等。住所、東彼杵町一ツ石郷 1018 番地。氏名、俵坂和則。生年月日、昭和 28 年 7 月 1 日。

理由といたしましては、1 名欠員となっている農業委員について、地区から推薦のあった候補者を農業委員として任命したいので本案を提出するものでございます。若干詳細につきまして農林水産課長の方から説明させます。よろしくご承認をいただきますようお願いいたします。農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（髙月淳一郎君）

議案第 66 号について町長に代わり補足説明をさせていただきます。

本年 3 月議会において今年 6 月 14 日に任期満了を迎えるとして東彼杵町農業委員 14 名の候補者の同意議案を上程し、議決いただいておりました。しかしながら、6 月に入りまして、6 月 4 日のことですけれども、一ツ石地区から推選を受けました候補者 1 名の方が、一身上の都合で辞退させていただきたいと申し出がございました。本人宅で、私、本人さん、奥様同席の上面談をしましたが、非常に任命することが難しい状況であるということが判断されましたので、町長に報告をいたしまして、正式に辞退届けを提出、受理しております。それは農業委員の任命前の 6 月 12 日でございました。よって、現在、農業委員の定数は 14 名でございますが、1 名少ない 13 名に、6 月 15 日付け辞令交付をしているところでございます。

1 名欠員を生じたことから、農業委員会等に関する法律及び東彼杵町農業委員の委員選任に関する規則に基づき 6 月 20 日から 7 月 17 日までの 28 日間、一ツ石地区のみに対しまして推選の公募

を実施し、同地区から俵坂さん1名の推選をいただきました。推選をいただいた方の選任につきましては、農業委員経験者等6名で構成する町長の諮問機関、東彼杵町農業委員候補者評価委員会を8月7日に開催し、候補者のこれまでの活動歴等を審査していただき、適格者であると報告を受けたところであります。

つきましては、欠員となっている農業委員任命に当たり農業委員会等に関する法律第8条第1項に基づき議会の同意を求めるものです。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

これから、質疑を行います。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議案第66号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議案第66号東彼杵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第24　議案第67号　東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（吉永秀俊君）

日程第24、議案第67号東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第67号東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について。次の者を東彼杵町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

1、選任する者の住所氏名等。住所、東彼杵町木場郷812番地。氏名、一瀬利秋。生年月日、昭和31年11月28日生。令和元年9月10日に提出をいたします。

提案の理由。東彼杵町固定資産評価審査委員の任期満了に伴い、委員を選任するため本案を提出するものであります。

一瀬さんは、今まで2期6年在任をしていただきまして、引き続きあと3年間お願いをするものであります。皆さま方が慎重に審議いただき、ご同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議案第67号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第67号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議案第67号東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

日程第25　議案第68号　千綿宿地区汚水枝線管渠築造工事（その11）請負契約について

○議長（吉永秀俊君）

日程第25、議案第68号千綿宿地区汚水枝線管渠築造工事（その11）請負契約についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第68号を説明いたしますが、その前に先に正誤表を配布しておりますが、契約の相手方に誤りがありまして、誠に申し訳ございませんでした。正誤表で確認をお願いいたします。代表取締役の山下功三の功が間違っておりまして、誠に申し訳ございませんでした。

千綿宿地区汚水枝線管渠築造工事（その11）請負契約についてであります。

1、契約の目的、千綿宿地区汚水枝線管渠築造工事（その11）。契約の方法、指名競争入札による契約。契約の金額、7797万6000円。契約の相手方、住所、佐世保市光町109番地。会社名、株式会社堀内組、代表取締役山下功三。

理由でございます。千綿宿地区汚水枝線管渠築造工事（その 11）の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により本案を提出するものであります。慎重にご審議いただき、然るべきご決定をいただきますようお願いいたします。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

工事の内容につきまして説明を加えさせていただきます。

資料の方をご覧いただきたいと思います。本工事につきましては、国道 34 号線沿いの店舗を取り込むための公共下水道の管路工事であります。1 枚目の資料でございますけれども、上の方の図面が平面図になります。平面図の中の赤線で引いております部分が当該工事区間になります。2 か所に平面図が分かれておりますけれども、左側の区間が、国道の車道部分に配管をいたします推進工法の図面です。右側の区間が、国道の歩道部分に配管する開削工法の図面となります。左側の推進工法ですが、路線延長が 90.5m。この 90.5mの区間に推進機械を入れます立坑を 3 か所設置をいたしまして、路面から約 5mの深さで横穴を掘ります。この横穴が直径 40cm の推進用さや管と呼ばれます金属製のさや管を先に通しまして、その中に直径 15cm の下水管を通すという工事になります。

平面図右側の開削工法は、一般的に町道で行っています工法でございますので皆さんご存知かと思います。こちらの方も直径 15cm の下水管を路線延長 22m施工いたします。

資料の 2 枚目の方は、今ご説明いたしました縦に掘ります立坑です。立坑に設置いたしますマンホールの構造図になります。ご覧いただくような形で、約 5m程度の堀山の中にマンホールを設置して、横に管路が走るような形になります。

3 枚目の図面でございます。今ご説明いたしました立坑の周辺に施工いたします薬液注入工事の計画図となります。代表的なところを挙げておりますけれども、基本的に推進用の立坑には全て薬液注入工事を施します。この薬液注入工事と申しますのは、横穴を掘る時に地下水が浸入してこないように、この侵入を防ぐための薬液注入となります。

当該工事の工期は、令和 2 年 1 月 31 日までと予定しております。説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

これから、質疑を行います。10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

これは初めて見ましたが、かなり掛かるんですね、7700 万円。縦穴を掘る場所なんですが、この図面でいくと農協の整備工場の所に 1 本掘って、もう 1 本は伊藤さんの隣の交差点付近に掘るという話なんですか。どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

両方とも国道の車道部分になります。車道の中で全て推進工事は施工いたします。伊藤さんの前の横断歩道のすぐ脇、どちらかというと上り車線の中央部分になります。実は、この立坑は、昨年度の工事で既に一度掘っています。昨年度の立坑に現在は掘りやすいように砂を詰めて埋め戻しておりますので、今年度の工事はその砂を撤去するだけで立坑はまた現れるような形になります。今回の工事では、その立坑を復旧する工事と、新たにセブンイレブンさんの前に、これも上り車線の中央になりますけれど、真ん中に1か所立坑を掘りまして、農協のスタンドの事務所の前の下り車線の中央ほどに立坑を設置するような形になります。

本来は、できるだけ交通に支障にならないように歩道等を使いたいんですけれども、どちらにも国土交通省の情報ボックスのラインでありますとか NTT のケーブル等が既に先に占有していますので、今のところ車道しか空いていないという状況の中で施工いたします。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

真ん中なんですが、これは必要なんですか。歩道側に開削工事でやるんですよね。ちょうど、いんごちさんの前と駐車場付近から。これはいるのかなという感じなんですよ、ここまで必要なんですか。スタンドも将来的には取り入れる形になるんですか。だから、ここまで掘っていくんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

推進工事につきましては、先ほどお話しましたように、深さが約 5m程度の深さに汚水管路が埋設されることになります。通常の下水管路には各家庭の排水を取り込むために取り付け支管というのを付けていくんですけれども、その取り付け支管を管路上に取り付けることが 5m程度ございますので、非常に難しい工事になります。ですので、今回施工いたしますセブンイレブンさんといんごちさんに延ばしておりますのは、ちょうど真ん中の立坑のところに設置しますマンホールに直接取り付けて、取り込むという形をとらせていただきます。一般的に、これはサービス管と私たちは呼んでいるんですけど、推進工の方が非常に深い管路になりますので、サービス管というのを、どちらかというともっと浅い方に普通の開削工事を行って、実施をして、マンホールで一気に 5mの深さまで落とすというような形になりますので、どうしても推進工法のところで取り込む場合は、こういうサービス管が必要になってまいります。農協のスタンドの方も、今、お聞きになりましたように立坑、今回の一番大村側、この立坑の方に取り付け管を施工する予定としています。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

先ほど、交通の邪魔にならないような工事をするというお話でございましたけど、ご承知のようにガソリンスタンドと居酒屋、コンビニがありますよね。工事に際しましても、当然片側通行等の処置をしないと工事ができないと思いますけど、そういった場合に、3 点の商店がありますけど、そこの出入りに関する支障というのは考えられませんか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

すみません。説明の中で非常に大事なことを説明し忘れておりました。本工事につきましては、全て夜間工事で実施をいたします。農協さんの方といんごちさんの方につきましては、夜 10 時からの交通規制になります。いんごちさんとスタンドさんの方には、あまり大きな影響はないんですけれども、やはりどうしてもコンビニ、24 時間営業の店舗につきましては、間違いなくご迷惑を幾分なりともおかけすることは間違いございません。昨年度もご協力いただきまして、昨年度の片側通行の時も規制区間にどうしても入ってまいりますので、規制区間の途中にコンビニ入口ということで立て看板を設置をさせていただいて、規制の中でも自由にコンビニの駐車場の中に車の進入はできるように処置は取らせていただいて、昨年度も特に大きなお叱りもいただかずに、ご協力をいただいたという記憶がございます。今年も同じような形で実施をしたいと思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、森敏則君。

○10 番（森敏則君）

上水道が実は元の岩永病院というところがあったんですが、隅さんの方からずっと川をつたってきているんです。今の岡田さんのところの肥料倉庫になっているんですが、あそこに岩永運送の仮の駐車場として千綿川の架け替え工事頃だったと思いますが、既に30年ぐらい前の話なんですが、その時に水道の権利を買って、ここから引いているんです。同時にせっかく掘るのであれば、上水道もいっぺんに引いてくれれば、今、草薮の中に入っているんですよ、草の中を上水道が。同時にできれば何回も掘らなくていいのかなと、私は皆さんにあまり費用をかけないように、親切心で言っているんですけどどうですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（氏福達也君）

上水道の方につきましては、今回の工事の中では予定をしておりません。確かに、私たちも、他の地域でもこういう推進工事をする時は、上水道と一緒に入れたいような場所もあるのが事実なんですけど、どうしてもこの工事の中に上水道を入れるとなりますと、上水道は単独工事です。下水道工事は補助事業になりますので、下水道工事に関しては2分の1の補助がいただけますけど、上水道工事についてはすべて単独工事で行わないといけません。その中でこの配管の中に上水道を入れますと、全く2分の1は町の単独でこの工事費をまるまる持たざるを得なくなってしまいます。やりたいのはやまやまなんですけど、投資対効果というところでいきますと、また別の方法を考えてやりたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議案第68号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第68号千綿宿地区汚水枝線管渠築造工事（その11）請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第26　議案第69号　財産の減額貸付について

○議長（吉永秀俊君）

日程第26、議案第69号財産の減額貸付についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第69号財産の減額貸付についてであります。

地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次の財産を減額して貸し付けることについて議会の議決を求めるものでございます。

1、減額貸付をする財産。(1) 建物、旧大楠小学校校舎、述べ床面積 1,650 ㎡。旧大楠小学校屋外トイレ 22 ㎡、旧大楠小学校体育倉庫 18 ㎡、合計 1,690 ㎡。

次に土地でありますが、ここに記載いたしていますとおり 3,262 ㎡を貸し付けるようにいたしております。

減額貸付する相手方ですが、株式会社 SAIGON　代表取締役　中瀬　謙。住所が長崎県諫早市福田町 6-5。貸付期間は契約開始日から 20 年間です。減額後の貸付金額、年間 69 万 8000 円。

提案の理由でございますが、旧大楠小学校の利活用について、長期に亘る施設の安定的な活用と地域活性化に資することを目的として、減額して貸し付けるため本案を提出するものであります。慎重審議の上に、適正な判断をいただきますようよろしくお願いいたします。なお、詳細につきましては、税財政課長の方から説明させます。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(山下勝之君)

議案第 69 号減額貸付の内容につきまして補足説明をいたします。

8 月 2 日の全員協議会でご説明しましたとおり旧大楠小学校の跡地活用として、株式会社 SAIGON より日本語学校を開設したいと応募があり、今後も協議を進めていくところでございます。

減額貸付の内容につきましては、先ほど町長が説明したんですけど、貸し付ける財産については、旧大楠小学校の体育館とプールを除いた施設になります。

3 番の貸付期間なんですけど、20 年間としておりますけれども、相手方が、入国管理局に日本語学校許可申請を出す際、20 年以上の契約期間が必要ということでございましたので、20 年ということで設定をしております。なお、契約開始日については、開校予定日は来年 10 月ということなんですけれども、相手方に入国管理局の許可が出た後に協議をと考えております。

減額後の金額なんですけれども、上記財産の固定資産税相当額、土地建物の評価額の 1.4%、年間 69 万 8000 円ということで書いております。

町有財産の貸付料は、条例上では、建物は評価額の 7%、土地は評価額の 6%ということで決めており、この場合 336 万 1700 円となります。

今回の貸付料については、相手方から授業料で学校運営をしていく中、貸付料を安価でお願いしたいと相談もありましたけれども、町としましては、維持管理を相手方に任せることから経費を抑えられ、そして施設の安定的な運用が図られること。また、学校に多くの生徒が通うことで地域の活性化も図られるのではないかと考え、検討委員会の中で固定資産税相当額で減額し、貸し付けることで協議判断いたしました。

最後に、先の全員協議会の際、貸付料を 70 万 5000 円とご説明しておりました。その中に一部体育館の土地を含めて計算しておりましたので、それを除いて改めて計算をし直しました。誤っておりました。失礼いたしました。

説明については以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

こういった、20年間の定期借家契約になるわけですね。一番ポイントは、この中身はわかりましたけれど、定期借家契約の中身、どういう条件で借りていくかということをしっかりと議員にも契約書の写しをいただきたいなと思っております。

もう一件は、私が思っているのは、大楠小学校校舎1,690㎡ですけれども、学生さんが80名と全協の時に聞いておりました。となると、この小学校校舎は、全部を使われるのかどうか。使われないとなれば地域の人たちに活用、避難場所とか、何かあった時に活用出来る契約になっているのかどうか。地域との密接な取り決めを、株式会社SAIGONとの取り決めをやっておく必要があると思うんです。契約した後に地域の人たちとごたごたが生じたりとか、そういうことがないようにしていただきたいなと思うんです。その点のところはどうなっているのか説明をお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(山下勝之君)

確かに、おっしゃるとおり80名の生徒さんでは教室は余ると思います。ただ、地区でももちろんご説明をしていますし、地区が使いたい時は使わせて欲しいと要望の中、相手方もそれは了承されております。契約書の中にも、当然災害の際は使うという条項を盛り込んで契約をしたいと考えております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

当然、契約書は、文言を充てこんで契約を結ばれるのでしょうけれども、20年間というのは、先ほどの説明で20年間にしなければならないという縛りがあったということで理解はできますが、例えば、80名の学生を予定されているということですけれども、もしこれが80名集らなかった場合等も当然考えられるわけですね。経済の変動もありますし、そういった部分の時に、例えば69万8000円を払えない事態ということも想定されるわけですよね。そういう時はどうするのか。そして、もちろん、もっと極端な言い方をすれば、20年間のうちに経営が成り立たないということも想定されるわけですから、そういった場合の処置の仕方等についての契約書の内容等はどうなっているのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

今おっしゃられた意見もこちらも不安材料としては考えております。契約する上でこちらが考えているのは、もし経営が成り立たなくなって貸付金を払えないという場合は、その時点で契約解除をして、契約を終了するということを盛り込む契約書を考えております。

契約については、まずこちらで今回は金額を決めていただくんですけど、いつから借りるかという問題もありますので、決まってから契約書は作成いたします。その契約書については、もちろん議員の皆さんにもお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

賃貸契約書とは外れた部分になるかもしれませんけれど、例えば日本人学校に対する一般的なというか、過去の事案等におけるトラブルというのは時々報道とかで見たり聞いたりしていますが、例えば、就学ビザで来ていて不法就労をしたりとか、あるいは犯罪に及ぶとか、そういった事案も過去にあっていますし、そういった時の対処の仕方。賃貸契約とは別の問題で何らかの形で締結をしていった方が良いのかなと、当然出てくると思います。そこら辺の担保はどうなっているのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

橋村議員の方からありました問題点につきましては、充分、検討委員会の中でもそういった問題点ということは指摘をされまして、検討いたしております。その対応にいたしましても、然るべき措置をとるべきであるということでございまして、そういった状況把握を町としてもやるべき。それに対しましては、毎年度先方からの実施状況報告なり、また状況の確認ということもしっかり契約の中に盛り込んで、事業者の責任をとってもらうというような形にしたいと思っております。また、こういうことを議論する中で、確かにご指摘があったように外部者の意見等も含めた中で、それが今後これまでにおいても問題があると。就学ビザで来るわけですから、その実態として、バイトにあけくれて本来の目的である日本語の取得がされない問題も指摘されておりますので、充分そういったことは、学校運営をする所がやるべきことなんですけど、当然、それにおいてそういった違反行為があった場合は資格が取り消しになります。そういったことも含めて十分に私達は情報収集をして、そういった問題が発生すれば然るべき監督庁等に報告をし、そういった対応も図っていく必要があるというふうに考えて、そういったことを含めた契約の内容に盛り込んでいきたい。そのことについても事業者の方の承諾も含めて取っている状況でございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

そういうトラブルが起きたときに関係省庁に通報して処置を仰ぐという答えでしたけれども、それは当然の処置だと思いますけれども、やはりこういう形で町有財産を貸し付けするのであれば一定の監視権といいますか、そういったものは貸主としての条件付けをした、法的にはこれはできるんですか、できないんですか。一定の何かの監視権と言いますか、そういったものは法的にできるんですか、できないんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

監視権という件については、契約等を整理する中では、弁護士等に相談をしながら確認をし、そういったことも取り組んでいきたいと思います。一応、監視権と言いますか、我々がそういった状況を把握する権利として契約の中には、先ほど申し上げましたように学校の実施状況、運営状況、体制状況を報告をしていただく。併せて現地の確認調査ということを明文化して、整理をしたいと考えております。それが、いわゆる監視権で、法的に調査権としての権利を主張できるかどうかは専門家の意見も聞きながら再確認をし、そういったことを含めて対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

この中には、運動場は入っておりませんが、先般私も大楠小学校を見に行きました時に、繁茂していたわけです、校舎の周りとか。そういった維持管理の面、そこまで契約の中で謳われて、運動場までをされるのか。運動場は、もし、近くの子どもたちが自由に出入りして使うとなればその辺もいろいろ出てくると思いますし、もうひとつは、これまで維持管理。セコムとかかかっていた費用に対して、この金額というのがどうなのか。体育館は別なんでしょうけれど、その辺りをお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

現段階では、相手方に確認ということですけれども、先ほど言いました草払料とか、要するに、

維持管理。あと修繕、電気代、水道代、セコム代は相手方に負担をしてもらうように今、話を進めております。

費用についても相手方に負担。

○――△――

――△――△――

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 4 時 13 分）

再　　開（午後 4 時 14 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。税財政課長。

○税財政課長(山下勝之君)

失礼しました。30 年度に掛かった費用なんですけれども、水道代と電気代で 24 万円掛かっています。セコム代が 23 万 3000 円です。除草作業につきましては約 6 万 5000 円ほど掛かっています。プールの代金とか消防の点検代とか掛かっています。プールの代金は相手方には請求しないんですけど、消防点検代とか後々話し合いということになるかと思います。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

維持管理の質問ですけど、今現在、教室や職員室についているエアコンがあるのかないのか。あったら、今後、修理は全部相手方に調整していくという話ですよね。あるいは、これから SAIGON さんが教室にエアコンを付けてくれという要望があった場合は、付けるのは SAIGON さんが付けるのか、あるいは町が負担して付けるのかどうかをお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(山下勝之君)

相手方には現状で貸すということで話をしていますので、エアコンが付いていると思うんですけど、こちらで修理したりとか新たに設置するということは考えておりません。相手方に負担をしてもらうということで話を進めていきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議案第69号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議案第 69 号財産の減額貸付については原案のとおり可決されました。

日程第27　諮問第1号　人権養護委員候補者の推薦について

○議長（吉永秀俊君）

日程第27、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

諮問第1号についてお願いをいたしております。人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員の候補者として推選したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

1、推薦する者の住所氏名等。住所、東彼杵町蔵本郷876番地。氏名、木下あや子。生年月日、昭和30年7月12日生。

提案の理由でありますが、人権擁護委員の任期満了に伴い、委員を推薦するため本案を提出するものでございます。

木下さんは、役場に勤務されておりまして、もう退職されていますが、障害者福祉や生活保護などの生活支援の仕事をされておりましたので、適任と思いまして推薦をするわけです。慎重にご審議の上、然るべきご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって諮問第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、諮問第1号を採決します。

お諮りします。本案は、木下あや子さんを適任とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり木下あや子さんを適任とすることに決定しました。

日程第28　報告第14号　平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（吉永秀俊君）

日程第28、報告第14号平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。本件についての説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、報告第14号について提案をいたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する健全化判断比率及び同法第22条第1項に規定する資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて報告をするものでございます。詳細につきましては、税財政課長から説明させます。よろしくお願いします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

報告第14号について報告いたします。

それでは、はじめに健全化法第3条に規定する健全化判断比率についてご説明を行います。

報告書の3ページをお願いいたします。総括表②連結実質赤字比率等の状況になります。一般会計に公共用地等取得造成事業特別会計を含めた一般会計等の実質赤字比率が△3.63％となっております。マイナスは黒字ということになるため、実質赤字比率は該当はございません。

また、一般会計等に公営企業以外の特別会計、国民健康保険事業特別会計から後期高齢者医療事業特別会計までの3会計と、法適用企業の水道事業会計及び法非適用企業の公共下水道事業特別会計から漁業集落排水事業特別会計まで3特別会計を加えた連結実績赤字比率も、一番右下になります、△10.68％となり、これもマイナスですので赤字ではないため、連結実質赤字比率も該当はございますせん。

次に、報告書4ページをご覧ください。総括表③実質公債費比率の状況を計算した表になります。表中段の一番右の表にありますように、実質公債費比率は12.9ポイントとなり、昨年度が12.5ポイントでしたので、前年度より0.4ポイント比率が増加しております。

実質公債費比率は、簡単に申し上げますと町の公債費等が標準財政規模の何割に当たるかということで計算を行います。

まず、分子となる町の公債費等は、一番上の表の①元利償還金の額。これは一般会計の公債費になります。④公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金。これは公営企業の公債費です。⑤一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金。⑥公債費に準ずる債務負担行為に係るもの。それと⑦一時借入金の利子までを合計したもの、①から⑦まで合計したものから、⑧特定財源の額から⑪密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金までの合計額を差し引いたものとなります。

分母となる標準財政規模は、中段の表⑫標準税収入額等、⑬普通交付税額及び⑭臨時財政対策債発行可能額までの合計額から、⑨から⑪までを差し引いた金額となり、それを100分率で表したものが実質公債費比率となります。

また、当該年度の実質公債費比率は、過去3か年の比率の平均で算出されますので、平成28年度から平成30年度までの平均となり、結果、平成30年度の公債費比率の増減は、平成27年度と平成30年度の公債費比率の増減で決まることになります。

今回、実質公債費比率が増加した主な要因は、分子では、①で新発債の抑制と過去の借り入れ分である臨時地方道整備事業債ふるさと林道遠目中岳線開設事業に係る起債の償還終了等により元利償還金は減少しておりますが、分母では⑬普通交付税が大きく減額となり、分母が小さくなったことが主な要因となっています。

次に報告書5ページをご覧ください。総括表④将来負担比率の状況を計算した表です。最後の表、下段の表、右下に記載があるように、将来負担比率は89.2ポイントとなり、昨年度が75.7ポイントでしたので、13.5ポイントと昨年度より大きく増加しております。

算定方法につきましては、一番下の表になります。分子となります将来負担額Aは、表の最上段に記載があります将来負担額の合計となり、差し引きます充当可能財源等Bは、表中段の充当可能財源等の合計額となります。分母となります標準財政規模Cは、先ほどの4ページの実質公債費比率の算定で用いました総括表の⑫から⑭の合計となり、差し引きます算入公債費等の額Dは、これも4ページの総括表の⑨から⑪の合計額となります。

今回、将来負担比率が悪くなった主な要因は、表の上段で、新規起債事業の抑制と過去の起債事業の償還終了により、地方債の現在高が昨年度よりも2億8744万円減少しましたが、公営企業債等繰入見込額が1億2526万8000円の増となったこと。更に、組合負担等見込額が1億2630万3000円と増加したことにより将来負担額の減が少なく、加えて、中段の基準財政需要額算入見込額が4億1945万4000円減少したことにより分子自体が増加し、将来負担比率が増加しております。

以上、健全化法第3条に規定する健全化判断比率となりますが、何れも報告書1ページに括弧書きで記載しております、早期健全化基準を大きく下回った結果となりました。

健全化判断比率については、いろいろご説明いたしましたが、将来予測としましては、本町のように財政力指数の小さい団体の健全化判断比率は、普通交付税と臨時財政対策債の発行額が、分母

となる標準財政規模に大きく影響を与えることになります。この普通交付税等が毎年減少し、今後も増える要因が見当たらないことに加えて、ごみ処理施設に係る起債開始や財源不足を補うため、基金取り崩しが進んでいることなどを要因として、各比率が悪化しております。

今後、農集・漁集の長寿命化事業や公共施設の老朽化等に伴う更新事業も考えられますので、大型事業の実施にあたっては、その必要度を十分見極め、なお一層の財政健全化を図る必要があると思います。

最後に、資金不足比率についてご説明いたします。報告書の最後のページをご覧ください。

健全化法第 22 条の規定による資金不足比率に関する算定を行った表になります。水道事業会計から漁業集落排水事業特別会計までの 4 公営企業会計の（9）列の資金不足額が、それぞれ空欄となっていて赤字はありませんので、公営企業会計における資金不足比率は該当がありません。

以上、説明を終わりますが、今回の報告に先立ち、比率等の算出について、監査委員による審査を 8 月 23 日に受けておりますので、その意見書を付して報告といたします。以上、説明を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、報告第 14 号平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第 29　報告第 15 号　専決処分に関する報告について
（彼杵小学校空調設備設置工事請負契約の変更に伴う請負金額の変更について）

○議長（吉永秀俊君）

日程第 29、報告第 15 号専決処分に関する報告について（彼杵小学校空調設備設置工事請負契約の変更に伴う請負金額の変更について）を議題とします。本件について説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、専決処分について報告をいたします。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり彼杵小学校空調設備設置工事請負契約の変更に伴う請負金額の変更について専決処分したものでございます。

1、契約変更の理由としまして、彼杵小学校空調設備設置工事契約額の変更。契約変更の方法としましては、当初は指名競争入札による契約でございましたが、変更では随意契約となっております。変更前契約金額が 3848 万 400 円、変更後契約金額が 3908 万 8440 円となっております。契約の相手方は、諫早市貝津町 1426 番地 2、会社名、株式会社三恵電業代表取締役・田村端男でございます。詳細につきましては、教育委員会から報告をさせます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

代わりまして内容をご説明いたします。添付いたしております A3 版の図面をご覧いただきたいと思います。図面の右側に校舎の配置図を表示しております。図面の上側が国道 205 号、下側が彼杵神社という配置でご覧ください。当初の計画がこの色で示しております青色と緑色の線路、電線です。電線の変更をいたしております。変更後が赤の方に変えております。

理由としましては、当初、青の方で設計をいたしておりましたけれども、現地に入った際に、高所作業車並びに仮設足場が、現地が狭いということで、十分に配置できないということで施工中に設計変更を行いまして、青の電気の線路を赤の方に変更いたしております。その結果、配線関係の材料等の増高もありまして、結果、請負契約につきまして 60 万 8040 円の増額をいたしております。内容については以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 15 号を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散　　会（午後 4 時 34 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議　　長　　吉永　秀俊

署名議員　　大石　俊郎

署名議員　　尾上　庄次郎